

第2章 近江八幡市の歴史文化資産の概要と特徴

1. 指定等文化財

(1) 指定等文化財

本市の指定・選択・選定・登録文化財件数は、令和2年度(2020)末時点で241件となり、内訳は、特別史跡1件を含む国指定・選択・選定79件、県指定・選択36件、市指定94件、国登録32件となります。うち、市外に所在または市内外の美術館等に寄託している文化財は44件となります。

種類別では、有形文化財が219件と最も多く、次いで記念物12件、民俗文化財8件、文化的景観及び伝統的建造物群が1件ずつとなります。無形文化財の指定等はありません。

近江八幡市指定等文化財件数一覧(令和3年(2021)3月末現在)

種類	分類	国			県		市	国	総計
		指定	選択	選定	指定	選択	指定	登録	
有形文化財		70 (22)			27 (5)		90 (16)	32	219 (43)
	建造物	14			15		14	32	75
	美術工芸品	56 (22)			12 (5)		76 (16)		144 (43)
	絵画	8 (7)			2 (2)		15 (7)		25 (16)
	彫刻	40 (10)			4		42 (3)		86 (13)
	工芸品	5 (4)			2		9 (4)		16 (8)
	書跡等	3 (1)			4 (3)		7 (2)		14 (6)
	考古資料						2		2
	歴史資料						1		1
民俗文化財			1		1	4	2		8
	有形の民俗文化財						2 (1)		2 (1)
	無形の民俗文化財		1		1	4			6
記念物		6			4		2		12
	遺跡	※ 6			1				7
	名勝地				3		1		4
	動物、植物、地質鉱物						1		1
文化的景観				1					1
伝統的建造物群				1					1
総計		76 (22)	1	2	32 (5)	4	94 (17)	32	241 (44)
		79 (22)			36 (5)				

注：() は市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している指定等文化財件数。

無形文化財は該当なし

この他に、旧法(「重要美術品等ノ保存ニ関する法律施行規則」(昭和8年4月1日文部省令第10号))により認定された重要美術品1件がある。

※ 6件のうち1件は特別史跡

資料：市資料

学区別の指定等件数は、八幡学区が 58 件と最も多く、次いで安土学区 50 件となりますが、これらの学区以外にも、市内すべての学区に指定等文化財が複数所在しています。

これら有形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群など、多様かつ貴重な文化財が市内各所に点在あるいは集積して立地していることが本市の特徴となっています。

学区別指定等文化財件数一覧（令和 3 年（2021）3 月末現在）

指定等	学区										総計
	八幡	島	岡山	金田	桐原	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	
国指定・選択・選定	9	22	5	1	6	10	3		20	3	79
県指定・選択	14	4	4	1	1	4			7	1	36
市指定	15	17	8	6	5	7	3	5	20	8	94
国登録	20	1	4	1	2			1	3		32
総計	58	44	21	9	14	21	6	6	50	12	241

注 1：指定等の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たるポイントが所在する学区を計上している

注 2：市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき学区に計上している
資料：市資料

1) 有形文化財

① 建造物

建造物は、主に中近世の社寺建築や近代建築物など 75 件が指定、登録されています。

社寺建築は 29 件にのぼり、うち中世の代表的な建造物として、長命寺の建造物が挙げられます。長命寺は、聖徳太子による創立と伝えられ、西国三十三所札所のひとつとして、古来多くの巡礼者を迎え入れた伽藍は、室町時代の建築の特色をよく示すものとして、本堂及び三重塔、護摩堂、鐘楼（いずれも国指定）、三仏堂、護法権現社拝殿および渡廊下（いずれも県指定）など諸堂が指定されています。また、桑實寺本堂（国指定）や浄厳院本堂・楼門（国指定）、摠見寺三重塔、二王門（いずれも国指定）、本願寺八幡別院本堂（県指定）、沙沙貴神社本殿ほか 8 棟（県指定）など、中世から近世にかけて、佐々木六角氏や織田信長、豊臣秀次といった時の為政者にまつわる社寺の建造物が多く指定されていることも特徴です。その他、近世の住宅として旧西川家住宅（国指定）といった八幡商人の商家などが指定されています。

近代建築物は 36 件となり、代表的なものとして旧ヴォーリズ住宅や吉田家住宅（いずれも県指定）、旧伊庭家住宅（市指定）などのヴォーリズ建築が挙げられます。ヴォーリズに関わる建造物の指定・登録は 14 件にのぼります。また、ヴォーリズ建築以外にも、白雲館や近江八幡ユース・ホテル、旧中川煉瓦製造所ホフマン窯（いずれも国登録）など、数多くの近代建築物・近代化遺産が往時の姿を保ち続けています。

② 美術工芸品

美術工芸品は、古代から中世にかけての仏教美術を中心に、絵画、彫刻及び工芸品など 144 件が指定されています。

うち、絵画は 25 件となり、桑實寺の起こりを描いた紙本著色桑実寺縁起（国指定）や八幡商人西村太郎右衛門が日牟禮八幡宮に奉納した安南渡海船額（国指定）、摠見寺に伝わる絹本著色織田信長像（市指定）など、社寺が保有する様々な時代の優品が挙げられます。

彫刻は 86 件と、美術工芸品の約 6 割を占めており、木造千手観音立像（長命寺）（国指定）や木造不動明王坐像（伊崎寺）（国指定）、木造地藏菩薩立像（願成就寺）（国指定）などその多くが平安時代から鎌倉時代にかけての仏像となります。その他、木造仮面（市指定）など、地域で共有され、地域の歴史を語る資産も残されています。

工芸品は16件にのぼり、摠見寺に伝わる鉄鐺（通称「まけずの鐺」）（国指定）や伝織田信長所用陣羽織（市指定）などの織田信長に関わりのある優品をはじめ、市内寺院に伝わる梵鐘（長命寺ほか）（県・市指定）が挙げられます。

書跡等は14件となり、織田信長の安土城築城及び豊臣秀次の八幡山城築城に関わる安土山下町中掟書（附 八幡山下町中掟書）（国指定）や日本で最も古い惣掟として知られる大島、奥津島神社文書（国指定）、長命寺に伝来する長命寺文書（附 長命寺参詣曼荼羅・観心十界曼荼羅）（国指定）、通信使一行から本願寺八幡別院に贈られた朝鮮通信使従事官李邦彦詩書（市指定）など、本市のみならず我が国の歴史にも影響を与える貴重な書跡や古文書等が数多く伝えられています。

その他、供養塚古墳から採集された短甲及び刀剣（いずれも市指定）や、中世から近世にかけての八幡町の姿を克明に描いた八幡町絵図（市指定）などの考古資料、歴史資料が挙げられます。

2) 民俗文化財

① 有形の民俗文化財（有形民俗文化財）

衣食住や生業、交通など人々の営みの歴史を今に伝える民俗資料として、室町時代の安土山の道標で、安土城築城以前の貴重な資料となる石標（市指定）及び江戸時代に西川伝右衛門一家により奉納された千石船模型（市指定）の2件が指定されています。

② 無形の民俗文化財（無形民俗文化財）

本市には、勇壮な火祭りなど、一年を通じて繰り上げられる数々の祭りが伝承されており、無形民俗文化財として6件が指定等されています。

代表として、近江八幡の春の訪れを告げるお祭りである近江八幡の火祭り（国選択、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）が挙げられます。近江八幡の火祭りは、左義長祭及び松明祭（八幡祭）、篠田の花火などで構成されており、それぞれの祭りは、無形民俗文化財（県指定）や記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）に個別に指定等されています。

3) 記念物

① 遺跡（史跡）

遺跡は、中世の城跡、古代の集落跡及び古墳など7件が史跡に指定されています。

城跡として最も顕著なものは、安土城跡（国指定（特別史跡））です。織田信長の天下統一の拠点として我が国の歴史に名を残す名城跡であり、環境整備により築城当時の大手道が復元されるなど、その保存とともに観光の拠点としての活用が図られています。また、佐々木六角氏の居城であった観音寺城跡（国指定）は、中世山城として全国有数の規模を誇ります。

古代の遺跡には、弥生時代中期の農耕集落跡を中心とした大中の湖南遺跡（国指定）や県下における前期古墳として最大級の規模を誇る瓢箪山古墳（国指定）、未盗掘の竪穴式石槨から豊富な副葬品が出土した雪野山古墳（国指定）、万葉の時代から和歌に詠まれ中山道（東山道）の休憩の名所として名高い老蘇森（国指定）などが挙げられ、往時の地域の様相を今に伝える多様な遺跡が指定されていることが特徴です。

② 名勝地（名勝）

名勝地として、4件が名勝に指定されており、うち1件は中世、3件は近世の作庭となります。

中世の寺院庭園である教林坊庭園（市指定）、近世の寺院庭園である妙感寺庭園及び福寿寺庭園（いずれも県指定）や個人宅の庭園である杉原氏庭園（県指定）があります。

③ 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

植物として、聖徳太子が長光寺建立の際に植えられたと伝わるハナノキ（市指定）が天然記念物に指定されています。

4) 文化的景観

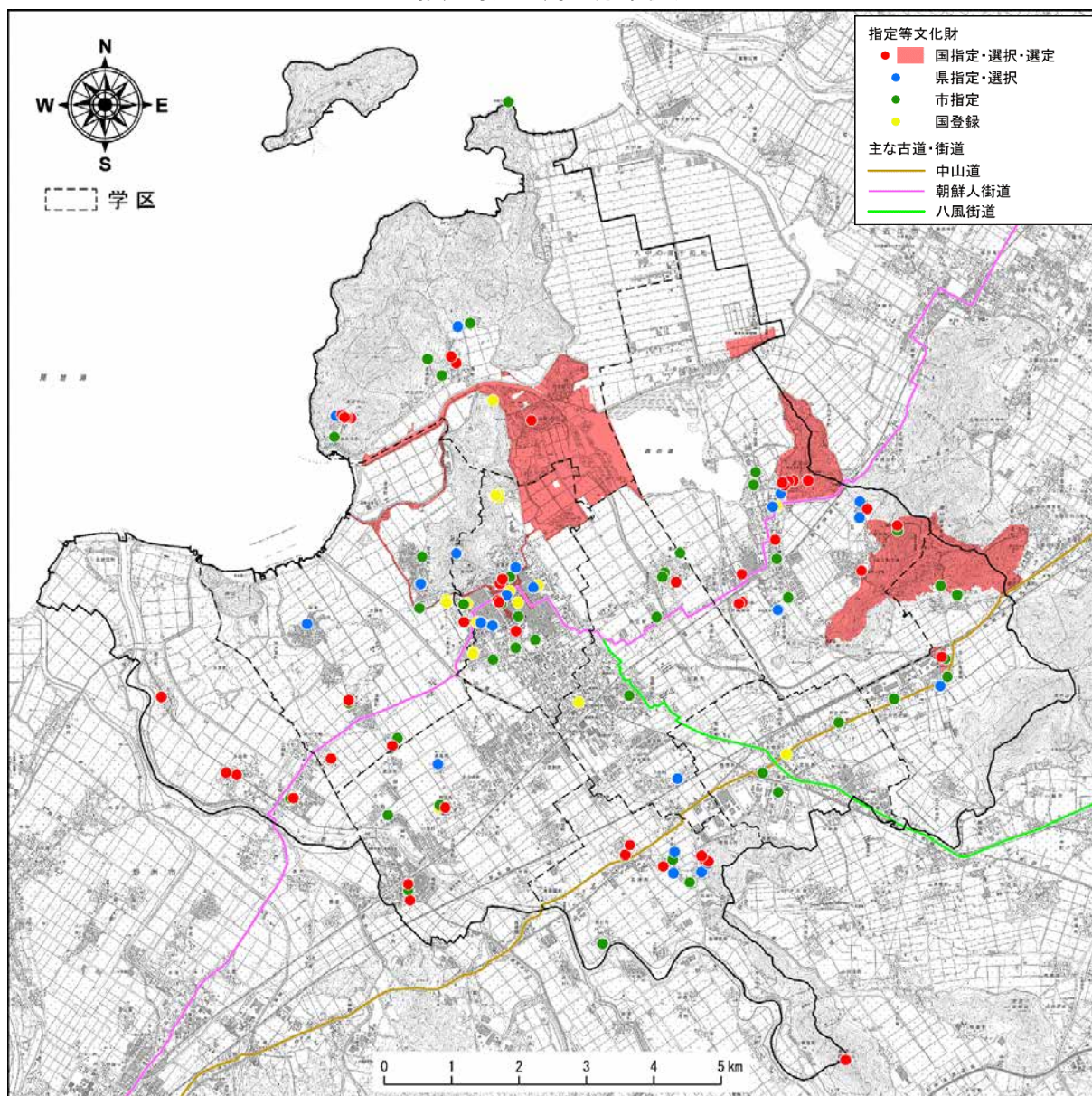
重要文化的景観の全国第1号として選定された近江八幡の水郷（国選定）は、西の湖及び周辺に広がる水路（長命寺川、八幡堀など）、ヨシ地、水田、集落、里山が連続する景観により構成され、ヨシ産業や漁業、農業などとともにある往時の営みの面影を今に伝えています。

5) 伝統的建造物群

伝統的建造物群として、近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区（国選定）があります。

八幡町は、豊臣秀次によって城下町として建設され、後に全国で活躍する八幡商人の本宅が建ち並ぶ商家町へと発展を遂げました。八幡商人の商家などよく保存された町家と、八幡堀周辺の石垣や土蔵群が織りなす景観が特徴的であり、歴史文化が凝縮された、本市を代表する町並みの空間が形成されています。

指定等文化財の分布状況



注：市外に所在、または市内内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき場所を示している

(2) 埋蔵文化財

市内に分布する埋蔵文化財（遺跡）として、周知の埋蔵文化財包蔵地 267 か所が確認されています。このうち、集落跡が 71 か所と最も多く、次いで古墳・古墳群 70 か所、散布地 39 か所となります。

城跡は 24 か所確認されており、特別史跡安土城跡（国指定）及び史跡観音寺城跡（国指定）をはじめ、水荃岡山城跡や瓶割山城跡などの孤立丘陵部及び沖島を含む島学区など市内各地に分布しています。

城下町は観音寺城下町跡及び安土城下町跡のほか、八幡学区の伝統的建造物群保存地区を含む一帯は、八幡山城跡と合わせた複合遺跡として確認されています。

学区別では、馬淵学区が 53 か所と最も多く、うち約半数の 26 か所を史跡雪野山古墳（国指定）や史跡千僧供古墳群（県指定）をはじめとした古墳・古墳群が占めています。

その他、馬淵学区と同様に、岡山学区や安土学区、老蘇学区では古墳・古墳群が比較的多くみられるほか、八幡学区や金田学区、武佐学区では集落跡が比較的多くみられることなどが特徴的となっています。

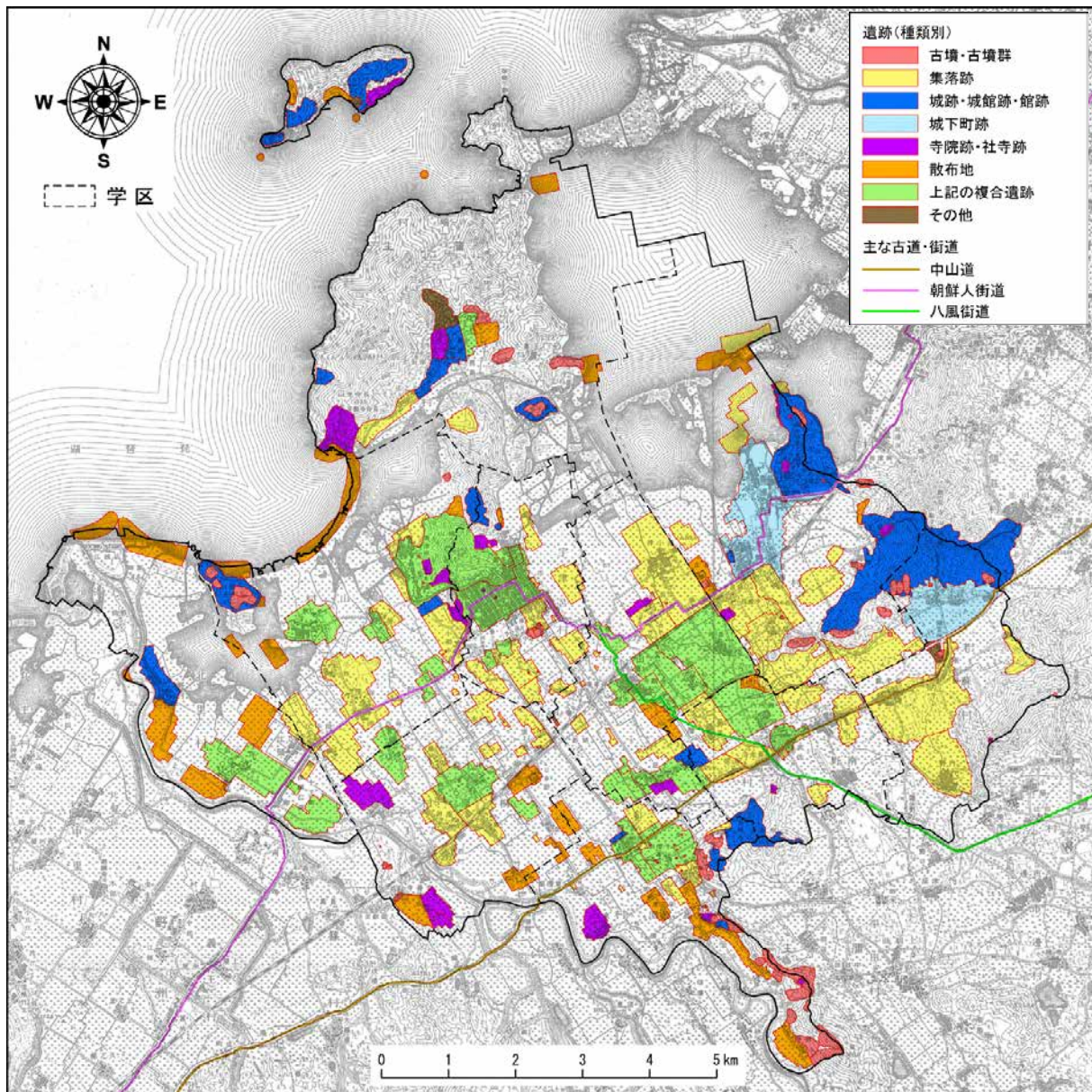
周知の埋蔵文化財包蔵地か所数一覧（令和 3 年（2021）3 月末現在）

種類	学区										総計
	八幡	島	岡山	金田	桐原	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	
古墳・古墳群	6	4	10	1	4	26		1	10	8	70
集落跡	11	2	10	9	8	8	1	8	11	3	71
城跡・城館跡・館跡	4	7	3	2		3	1	1	2	1	24
城下町跡									1	1	2
寺院跡・社寺跡	2	3	3	2	3	3		1	5	1	23
散布地	2	9	6	1	4	6	6	2	3		39
上記の複合遺跡	5	1	3	8	3	3	3	2			28
その他		2	1	1		4			1	1	10
総計	30	28	36	24	22	53	11	15	33	15	267

注：遺跡の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たるポイントが所在する学区を計上している

資料：市資料

埋蔵文化財の分布状況



注：背景は旧版地形図（明治 25, 26 年測量）を使用

(3) 日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもので、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となり総合的に整備・活用することで、国内外に戦略的に発信し、地域の活性化を図ることを目的としています。

本市においては、滋賀県及び関係市町による「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」(平成 27 年 (2015) 認定、同 28 年 (2016) 追加認定、同 29 年 (2017) 追加認定) 並びに滋賀県・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県及び関係市町村による「1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」(令和元年 (2019) 認定) の構成資産が所在しています。

1) 「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」

母なる琵琶湖を有する滋賀県では、人々が琵琶湖の水や山からの湧き水を生活の中に巧みに取り入れ、水を汚さないように工夫しながら生活を営んできました。また、水を神として敬い、信仰の対象としてきました。さらに、湖辺の集落では、湖魚を用いた独自の食生活や伝統的な漁法が生まれ、独自の景観を生み出してきました。本市の構成資産として、「近江八幡の水郷」(国選定重要文化的景観)、「沖島」、「伊崎寺」、「長命寺」の 4 資産が位置づけられています。

近江八幡の水郷

琵琶湖の内湖・西の湖の水辺に農地、ヨシ地、里山が集落とともにあり、現在でも農業や漁業、ヨシ産業などがそこに暮らす人々の中で培われています。自然との共生により景観が保たれ、失われつつある琵琶湖の原風景を残した貴重な地域です。国の重要文化的景観 (第 1 号) に選定され、ラムサール条約による保護湿地にもなっています。



沖島

琵琶湖最大の島で、淡水湖にある島に集落がある世界的に珍しく学術的にも注目されている島です。住民は今も漁業を主な生業とし、多種多様な湖魚の漁撈、加工、料理方法や生活風習など島の生活様式の全てが重要な文化遺産です。もとは「神の島」で、無人島でしたが、平安時代末に人が定住し、湖上交通の重要拠点の一つであったと考えられています。



伊崎寺

山号は長命寺と同じ「姨綺耶山」。役行者が開かれたこの地に千日回峰行の祖・相応和尚が自作の不動明王三体を比叡山無動寺明王堂、葛川明王院とともに安置したのが始まりとされ、現在も天台修験の聖地の一つです。8 月 1 日の千日会には琵琶湖の先端に張り出した棹の上から水に飛び込む荒行「棹飛び」など、水の信仰と深く結びついた寺として有名です。



長命寺

西国三十三所観音霊場の第三十一番札所で、山号は伊崎寺と同じ「姨綺耶山」。古代の忠臣・武内宿禰が関わる霊山に本堂や諸堂の屋根の線が美しく重なりあう伽藍があります。本尊は千手観音、十一面観音、聖観音の三体で、本尊と本堂、三重塔、護摩堂、鐘楼などとともに山内には多数の国・県・市指定文化財があります。



資料：「日本遺産滋賀 琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」(日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会)、滋賀県資料、市資料

2) 1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～

究極の終活とは、ただ死に向かって人生の整理をすることではありません。人生を通して、いかに充実した心の生活を送れるかを考えることが、日本人にとっての究極の終活といえます。求道者として信仰されている観音菩薩を祀る、2 府 5 県にまたがる 33 か所の寺院を西国三十三所といいます。すべての寺を巡り祈りを捧げることで、優しさ・心遣い・勤勉さといった心のありようを身に着け、穏やかに送る充実した人生とその結果として極楽往生ができると信じられています。

本市の構成資産として、長命寺の「本堂」、「千手観世音菩薩（御前立）」、「十一面観世音菩薩」及び「聖観世音菩薩」（いずれも重要文化財）、観音正寺の「本堂」及び「千手千眼観世音菩薩」の 6 資産が位置づけられています。



長命寺 本堂及び千手観世音菩薩（御前立）



観音正寺 本堂及び千手千眼観世音菩薩



資料：日本遺産ポータルサイト (<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/index.html>)、市資料

(4) ユネスコ「世界の記憶」（世界記憶遺産）

ユネスコ「世界の記憶（Memory of the World）」は、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的として、国際諮問委員会（IAC）の勧告に基づきユネスコ事務局長が決定する国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）等が決定する地域登録があります。

『朝鮮通信使に関する記録』は、1607 年から 1811 年までの間に、日本の江戸幕府の招請により 12 回、朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関する資料であり、日韓親善友好の歴史的資産として、日本の朝鮮通信使縁地連絡協議会及び大韓民国の釜山文化財団の共同による申請により、平成 28 年（2016）に国際登録されました。記録物と関係する本市の資産として、「朝鮮通信使従事官李邦彦詩書」（市指定文化財）及び「八幡町絵図（江州蒲生郡八幡町惣絵図）」（市指定文化財）が登録されています。



朝鮮通信使従事官李邦彦詩書



八幡町絵図

資料：市資料

2. その他の歴史文化資産

本市は、市民に対する寺院数が、県内はもちろん全国でも有数の数字を誇る、寺院が多数立地する地域となります。また、神社は、まちやむらの祭礼や年中行事などを通じて、今も地域の人々の生活に密接に関わっています。これら寺院、神社が市内各所に立地し、人々の信仰を集めていることも本市の特徴を示すものとなります。

そのため、その他の歴史文化資産については、寺院、神社とそれ以外の未指定文化財に分けて記載します。

(1) 寺院、神社

寺院は、滋賀県が所轄する宗教法人のうち、市内の仏教系宗教法人は 208 法人（平成 30 年度（2018））ですが、近江八幡市郷土史会の調査において、市内に立地する寺院は 219 か寺にのぼります。うち、学区別では八幡学区が 36 か寺と最も多く、次いで岡山学区（32 か寺）となります。開創年代は、不明を除いて中世とする寺院が比較的多くみられます。

神社は、滋賀県が所轄する宗教法人のうち、市内の神道系宗教法人は 86 法人（平成 30 年度（2018））ですが、近江八幡市郷土史会が調査した市内に立地する神社（本社及び境外社）は 146 社となります。うち、学区別では金田学区が 28 社と最も多く、次いで島学区（23 社）、馬淵学区（18 社）となります。創祀年代は、不明を除いて、古くは古代（飛鳥時代、奈良時代）から、新しいものでは現在（昭和）の創建に至るまで様々となっています。

寺院、神社数一覧（令和 3 年（2021）3 月末現在）

種別	学区										総計
	八幡	島	岡山	金田	桐原	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	
寺院	36	22	32	24	22	17	23	12	22	9	219
神社	13	23	14	28	7	18	10	11	15	7	146
総計	49	45	46	52	29	35	33	23	37	16	365

注：市内に立地する寺院及び神社（本社及び境外社（境内社等を除く））を計上している。

資料：「近江八幡の仏教寺院」（近江八幡市郷土史会、平成 25 年（2013）3 月）、「近江八幡安土の神社」

（近江八幡市郷土史会、平成 31 年（2019）3 月）、「安土町歴史文化基本構想」（安土町、平成 22

年（2010）3 月）及び市資料ほか

(2) 未指定文化財

既往調査や文献等より把握された、本市の未指定文化財は、令和2年(2020)9月末時点で3,149件に上ります。

種類・分類をみると、有形文化財が1,976件と最も多く、うち約9割(1,810件)を美術工芸品が占めます。美術工芸品のうち、絵画524件、彫刻426件、書跡等728件が多数を占めています。これは、本市資料館等の収蔵物及び過年度市において実施した社寺や個人所有の美術工芸品調査の成果等によるものです。

また、滋賀県による既往調査の成果等から、建造物(166件)や民俗文化財(298件)、遺跡(125件)、名勝地(21件)などが把握されています。

その他、本計画策定に伴い、市民が大切に思う『地域の宝』についての情報募集、市内小中学校へのアンケート調査及び学区まちづくり協議会への聞き取り調査等を実施し、歴史文化資産の把握を行いました。それら結果及びこれまで市内各地で作成された地域史・地誌等、「安土町歴史文化基本構想」等の文献等から、その他地域資源(人文)(496件)、その他地域資源(自然)(226件)などが抽出されました。

これら未指定文化財について、学区別では、八幡学区が727件と最も多く、特に美術工芸品の件数が多くなっています。次いで、安土学区(443件)、島学区(412件)、岡山学区(326件)と続きます。いずれの学区においても、未指定文化財は100件以上を数え、多様な歴史文化資産が、地域に多数所在している状況となっています。

未指定文化財件数一覧(令和3年(2021)3月末現在)

種類・分類	学区										市全域・ 地域を定めず	市外	総計
	八幡	島	岡山	金田	桐原	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇			
有形文化財	582	307	221	167	76	137	107	73	206	97		3	1,976
建造物	28	7	11	12	7	17	6	9	36	33			166
美術工芸品	554	300	210	155	69	120	101	64	170	64		3	1,810
絵画	164	119	42	66	4	27	26	18	32	24		2	524
彫刻	80	85	82	23	36	20	30	4	59	7			426
工芸品	19	13	7	9	4	2	4		6	3			67
書跡等	263	74	77	56	21	58	37	38	73	30		1	728
考古資料	1					1		4					6
歴史資料	27	9	2	1	4	12	4						59
民俗文化財	27	21	41	38	21	53	10	31	48	8			298
記念物	19	8	9	8	8	8	16	17	42	11			146
遺跡	11	6	9	8	6	8	16	16	35	10			125
名勝地	8	2			2			1	7	1			21
町並み		2					1		3	1			7
その他地域資源(人文)	64	46	28	41	5	27	29	35	124	61	32	4	496
その他地域資源(自然)	35	28	27	14	7	38	11	22	20	24			226
総計	727	412	326	268	117	263	174	178	443	202	32	7	3,149

注1: 資産の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たるポイントが所在する学区を計上している

注2: 市外: 資産が市外に所在している資産

注3: 市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき学区に計上している

注4: 寺院及び神社(前頁表)は含まれない

資料: 市資料、滋賀県資料ほか

1) 有形文化財

① 建造物

把握されている建造物は、その大半が近世から近代にかけての民家や近代建築物となります。

民家は、旧安土町による民家調査や滋賀県による近世民家調査などにより、市域全体にわたり主に近世のものが把握されているものの、その一部については、既に現存していないものもみられます。

近代建築物は、滋賀県の近代和風建築調査や近代建築調査などにより把握されており、住宅以外にも公共施設、企業の事務所や倉庫、鉄道の橋脚など様々な用途、形態の建造物が把握されています。また、市内に現存するヴォーリズ建築は概ね把握されています。

② 美術工芸品

美術工芸品は、本市が実施した美術工芸品調査より、古代から仏教文化が隆盛を保ち、特に仏像彫刻では鎌倉時代の三尺阿弥陀像が、県内でも有数の数を誇ることが把握されました。また、江戸時代には八幡商人からの援助により制作された文人、画人の作品が数多く把握されています。

また、書跡等としては、八幡商人の商家に伝わる文書群や八幡町に残る行政文書、旧村や旧町で所蔵している共有文書などが確認されています。

2) 民俗文化財

旧近江八幡市の火祭り行事民俗文化財調査及び滋賀県の祭礼行事や民俗芸能に関する各種調査などにより、市内各所の左義長祭や松明祭の関連する祭りのみならず、沙沙貴祭り（沙沙貴神社）や足伏走馬（賀茂神社）、浅小井の祇園祭りなど地域の多彩な祭礼行事が数多く把握されています。

3) 記念物

遺跡は、滋賀県の中世城郭分布調査や中近世古道調査（中山道、朝鮮人街道、八風街道）などにより、市内に所在する中世城跡や中山道等の街道沿道の遺跡などが把握されています。また、地域史・地誌等より、地域の歴史にまつわる遺跡（邸宅、交通、墳墓など）が挙げられています。

名勝地は、滋賀県の庭園調査などより、主に近世の社寺や個人邸宅の庭園が把握されています。

4) 町並み

旧安土町の桑實寺門前町の町並みや老蘇（中山道）の町並み、江頭の町並み、また、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」（水産庁、平成 18 年（2006））にも選定された沖島町のホンミチなどが挙げられます。

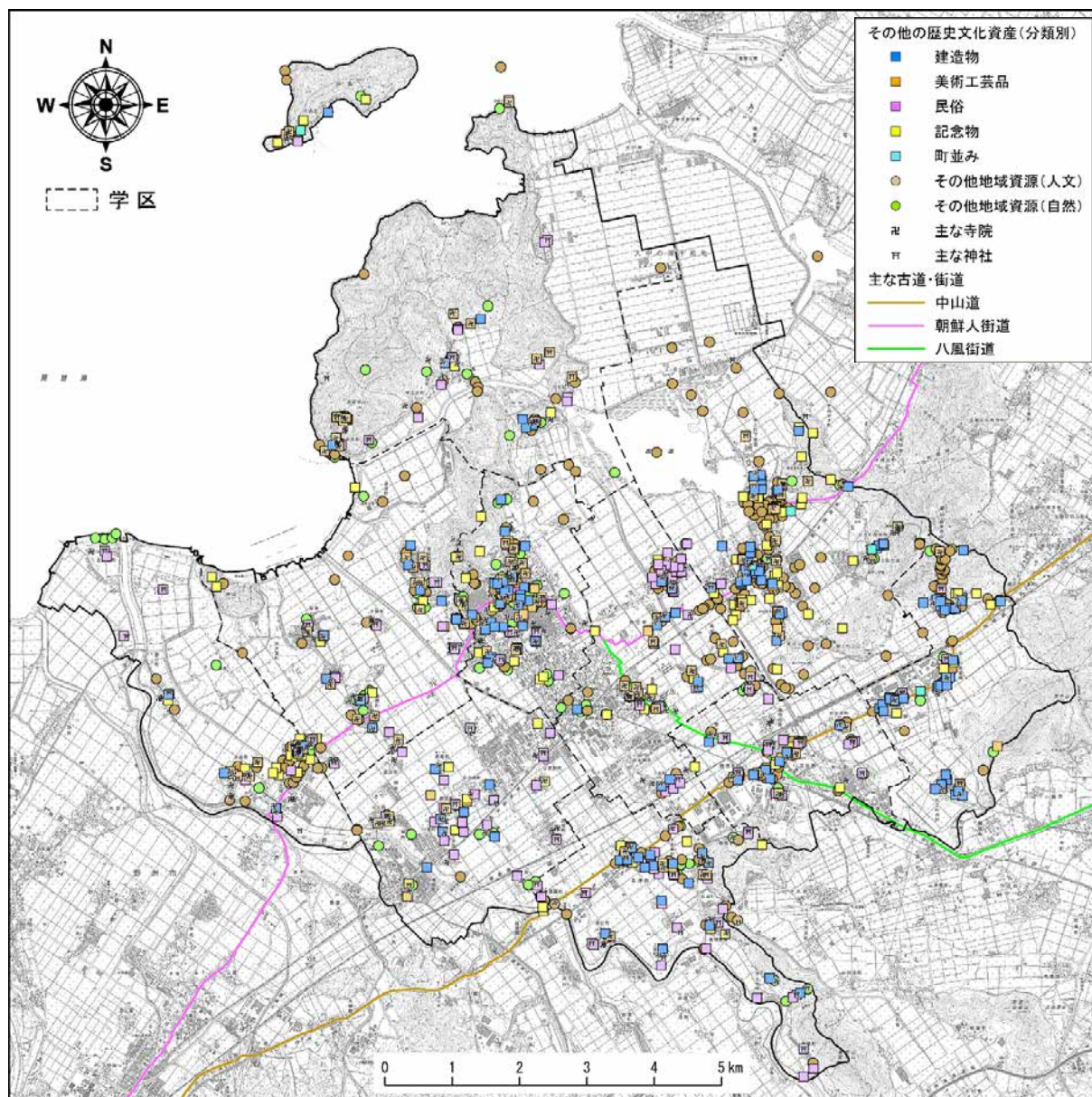
5) その他地域資源

その他地域資源は、本計画策定に伴う各種調査や地域史・地誌等の既往文献より、本市の歴史文化に関わる多様な要素を収集整理しました。

その他地域資源（人文）として、市内各所に現存する道標・常夜灯・町石などのほか、地域で大切に守られている祠やお地蔵さん、かつての湖上交通の名残を示す浦や湖上関など地名、人々の暮らしを支えてきた湧水地や水汲み場、伝承・言い伝え、八幡商人の家訓・掟書や商家（跡）などを挙げています。

その他地域資源（自然）には、湖岸植生（ハマゴウ群落）など市内に現存する貴重な植生や社寺林、由緒のある名木、郷土を代表する植物（ムシャリンドウなど）、長命寺山（姨綺耶山）の磐座群などを挙げています。

その他の歴史文化資産の分布状況



注1：所在地の情報が判明している資産のみ記載している。

注2：市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき場所を示している

注3：資産の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たるポイントが所在する学区を計上している

第3章 近江八幡市の歴史文化の特徴

本市では、古来、琵琶湖及び内湖周辺に広がる肥沃な平野を舞台とした人々の営みが行われてきました。発掘された縄文時代や弥生時代の遺跡からは、水産資源の利用や交易、農耕など、豊かな水と土の恵みを活かした暮らしの様子をうかがい知ることができます。

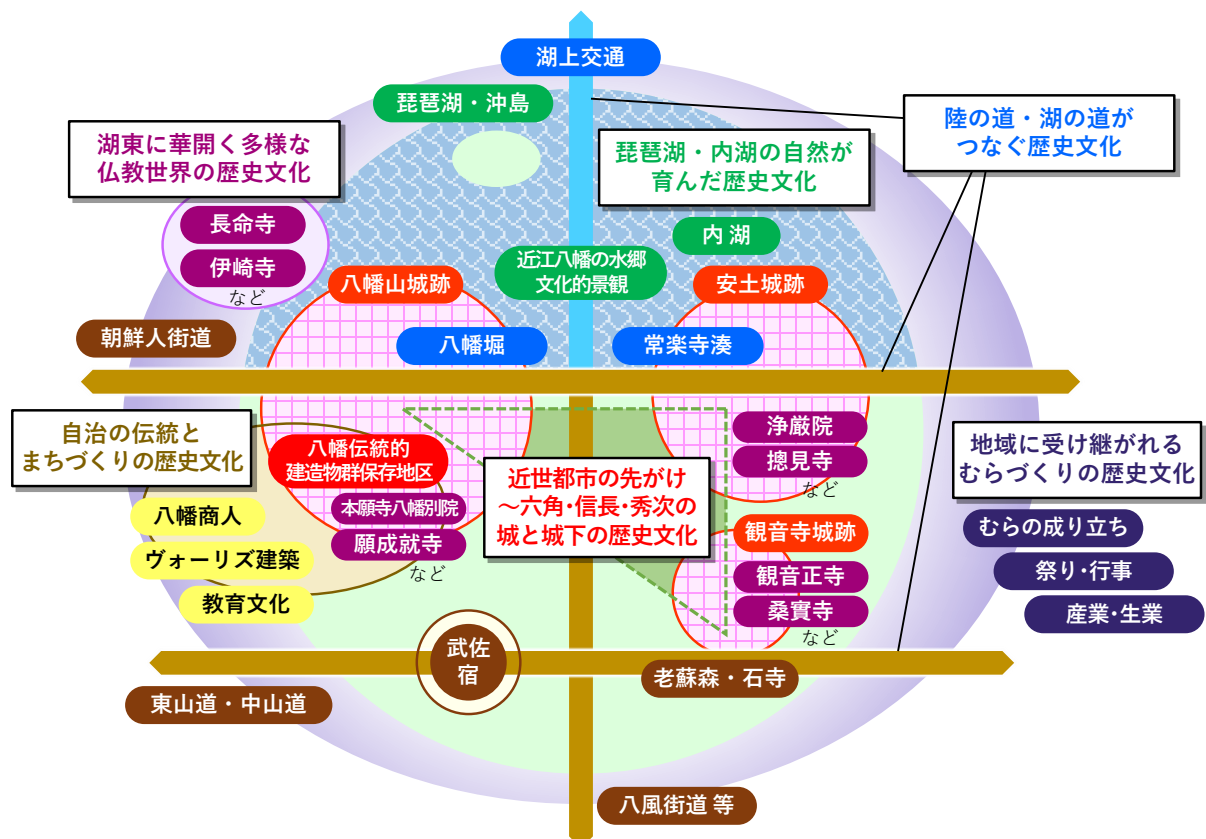
古代には、琵琶湖に面するという地の利を得て人・モノ・情報が集まり、湖上の水運と陸路の幹道である東山道が結節する要衝の地として発展を遂げていきます。

中世以降は、時の為政者達により、観音寺城、安土城、八幡山城と近世都市の先駆けとなる城と城下町が連続して築られました。佐々木六角氏に始まり、織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市思想に引き継がれ、八幡商人の基礎を築きました。また、観音信仰の一大拠点として地域外から多くの参詣者を集めた「長命寺」など、交通の利便性に恵まれた豊かな土地柄のもと様々な寺院が建立されるなど、安土と八幡は、後の天下統一の世へと続く政治・経済・信仰の舞台となりました。

近代以降は、在郷町八幡町や各地の村の運営が人々の自治の伝統を育み、八幡商人やヴォーリズから受け継ぐ教育文化や社会貢献の精神は、伝統的な町並みや近代建築群に宿り、現在の景観等を活かしたまちづくりへと結実しています。

このように、本市は、湖上の交通路と幾筋かの陸上交通路を縦横の基軸として、各時代の重層的で多様な歴史文化を大切に受け継ぎ、さらに市内各地で様々な発展してきたむらの成り立ち、火祭りをはじめとした特色ある祭礼や年中行事、内湖や湖上交通等に支えられたヨシ製品、八幡瓦などの産業・生業が、むらづくりの暮らしの中に脈々と息づいていることが特徴であるといえます。

近江八幡市の歴史文化の特徴 概念図



（１）琵琶湖・内湖の自然が育んだ歴史文化

琵琶湖畔では、内湖、湧水、河川が密接な関係をもって、人々の生活が始められました。

内湖の水辺に展開した「史跡大中の湖南遺跡」（弥生時代中期）や内陸部に形成された「史跡瓢箪山古墳」（古墳時代）などは、琵琶湖畔の開発の歴史を現わしています。また、琵琶湖最大の島であり日本の淡水湖の中で唯一人々が生活する「沖島」や、ヨシ原が広がる風景は、琵琶湖の原風景ともいえるべきものであり、琵琶湖畔や西の湖一帯の文化的景観として、今もその景観が保全されています。

（２）陸の道・湖の道がつなぐ歴史文化

琵琶湖の東、湖面に面した地理的環境は、「東山道（のちの中山道）」「朝鮮人街道」及び「八風街道」などの街道や、「八幡堀（八幡浦）」や「常楽寺湊」など内湖に面したかつての湊・浦跡、湖上関跡の遺跡や水路にみられる陸上・湖上交通の発達を促し、人・モノ・情報が集まる交通の要衝を形成しました。人々の往来は、西国巡礼や朝鮮通信使などまちに様々な賑わいをもたらし、また、八幡商人は交易拠点としての地の利を得て、全国へと雄飛していきました。

陸と湖の拠点を中心とした先人たちの営みは、近代における蒸気船や鉄道の整備へと発展していき、現在は「武佐宿」をはじめとして、陸と湖の街道沿いに残る独自の町並みなど、地域の固有な歴史文化として継承されています。

（３）湖東に華開く多様な仏教世界の歴史文化

本市は200余の寺院が建立する、全国でも有数の寺院が集積する地域です。

白鳳期には、倉橋部廃寺、千僧供廃寺、長光寺廃寺、安養寺廃寺、加茂廃寺、船木（万願寺）廃寺、安土廃寺の7か寺の存在が確認され、中世に華開く仏教世界の萌芽がみられます。

西国三十一番札所「長命寺」は中世の観音信仰の一大拠点として地域外から多くの参詣者が訪れ結縁し、また、「伊崎寺」をはじめ、「観音正寺」（西国三十二番札所）や「桑實寺」、「願成就寺」などの天台系寺院が多く、山岳修験の活動の舞台として興隆を極めました。これらの寺院には聖徳太子ゆかりの寺院も多く、さらに武佐宿に所在する「広済寺」など、16世紀以降に台頭する浄土真宗が教線をこの地域に拡大していくに伴い、今に至る多様な仏教世界が展開され、この地の信仰を特徴づけています。

（４）近世都市の先がけ～六角・信長・秀次の城と城下の歴史文化

本市は、中世から近世に移行する我が国の大きな転換期において、佐々木六角氏の「観音寺城」、織田信長の「安土城」、豊臣秀次の「八幡山城」と、時代的に連続した3つの城とそれぞれの城下が一地域に集積するという、全国的にも貴重な地域になります。

これらの城跡では、近世都市が形作られる過程がよく示されるとともに、「八幡城下町」をはじめとした為政者の城づくり・都市づくりの遺産を今も市内各所に見ることができます。

(5) 自治の伝統とまちづくりの歴史文化

八幡山城の廃城後、在郷町となった八幡町では、諸役免除を巡って当時の幕府に凜として対峙したことで知られる御朱印騒動などに象徴される自治の伝統が育まれました。

同町を拠点として、後に全国にその名を知られるようになる「八幡商人」や、『近江八幡は世界の中心である』の信念のもと、様々な社会貢献活動を経済的に支えた「ウィリアム・メレル・ヴォーリズ」の活動の根底にある自治と社会貢献の精神は、近世から近代にかけての全国でも有数の「教育文化」を育み、また、現代においては、八幡堀の修景保存運動に代表される景観まちづくりへの先行的な取組など、地域との共生を目指す市民主体のまちづくりに脈々と受け継がれています。

(6) 地域に受け継がれるむらづくりの歴史文化

地域の暮らしと発展を支えた村々は、ほぼそのまま現在の町に継承されており、古来むらを見守ってきた神社や、むらの成り立ちを物語る古文書などが今も大切に守り継がれています。さらに、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている「近江八幡の火祭り」に代表される、地域に継承されてきたむらの祭りや行事、「ヨシ製品」や「八幡瓦」などの伝統産業や伝統漁法、名産品など独自の歴史文化が、地域での生きがいの創出や地域への愛着を生み、現在の「学区まちづくり協議会」などの特色ある地域づくり活動にも活かされています。

第4章 近江八幡市の歴史文化資産の保存と活用に関する将来像、基本的な方向性

1. 保存と活用に関する将来像

本計画は、地域の歴史文化を掘り起こし、それらを特徴づける歴史文化資産を総合的に保存・活用していくことを目的とします。

本市は、特別史跡安土城跡に代表される中世の城跡のほか、古代農耕集落跡や古墳などの遺跡、社寺建築や美術工芸品、ヴォーリズ建築、旧中川煉瓦製造所ホフマン窯などの近代化遺産、八幡町の歴史的な町並みや西の湖の文化的景観など、各時代の重層的で多様な歴史文化資産が残されています。さらに、各学区や集落には、火祭りをはじめとした特色ある祭礼や年中行事、産業・生業など、地域の成り立ちや歴史を今に伝える様々な歴史文化資産が、暮らしの中に脈々と根付き、市民の誇りや自治、教育文化、社会貢献の精神へと受け継がれています。

本市の多様で豊かな歴史文化資産は、「近江八幡らしさ」を形づくる重要な要素であり、これら先人から託された貴重な歴史文化資産を、地域の宝として認識し、誇りと愛着を育み、その価値を市民一人ひとりが共有して次代へと引き継いでいくことで、様々な「人」が互いに支えあい、尊重される社会が結実し、本市第1次総合計画に示す将来のまちの姿『人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」』の実現につながるものと考えます。

また、現在、世界各国が総力を挙げて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の終息に取り組むなか、再度の感染拡大防止のための新たな日常の確立が示されるなど、コミュニティのあり方も大きく変容を余儀なくされています。地域に受け継がれる歴史文化資産は、これからのポストコロナの時代における人々や地域のつながりを、今一度取り戻していくためのよりどころとして、求心的な役割を果たしていくことが期待されます。

これらを踏まえ、本市の歴史文化資産の保存と活用に関する将来像を次のとおり定めます。

<歴史文化資産の保存と活用に関する将来像>

**多様で豊かな歴史文化の共有と継承がはぐくむ
人・地域がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」**

2. 歴史文化資産の保存と活用の基本的な方向性（基本方針）

本市が抱える歴史文化資産に関わる課題を解決し、保存と活用に関する将来像を実現するための基本方針を次のとおり定めます。

方針1（調査研究・発信）

本市の歴史文化資産は、市全域に重層的かつ広範囲に所在しており、未だ全容が解明されていないものが多数存在します。未発見の資産も含め、その価値を明らかにしていくべく、地域住民等とともに地域の歴史文化資産の調査研究を進め、情報発信を通じて価値や魅力を共有していきます。

方針2（保存管理）

本市の歴史文化資産については、特別史跡安土城跡など主要な資産について、その保存整備及び管理等が図られています。一方で、未指定文化財を含む歴史文化資産について、周辺環境の悪化や魅力の喪失、防災・防犯対策の必要性等が懸念される状況も見受けられることから、これまでの知見を活かしつつ、近江八幡市の歴史文化を体現する歴史文化資産の保存と管理・環境整備を継続して進めます。

方針3（活用）

本市は、豊かな自然や歴史文化の魅力あふれるまちとして、個々の歴史文化資産について観光などへの活用が図られてきましたが、市全域を俯瞰し、資産相互の関係性や可能性を鑑みた時、観光振興やまちづくりへの活用はハード・ソフト両面において十分ではありません。そのため、地域の意向も踏まえながら、新しい技術や取組を検討するなど、その価値をより高めつつ、近江八幡市の多種多様な歴史文化資産を観光や地域活性化に活かし、まちづくりへと結実させていきます。

方針4（人材）

本市の人口減少及び高齢化の進行、また、生活様式の変化等の影響は、歴史文化資産を伝承する担い手の減少、後継者不足に直結します。将来にわたる保存・活用の人材確保に向けては、地域の人々や子どもたちにとって、歴史文化をより身近に感じる環境が、その価値を認識し保存継承の意識を高めることに繋がることから、地域及び学校教育、社会教育等との連携による近江八幡市の歴史文化の担い手確保・育成を多角的に進めます。

方針5（体制）

本市の歴史文化資産の保存・活用を将来にわたり推進していくため、持続可能な体制の構築が求められます。庁内においては所管課の人員配置や連携の必要性等が指摘されており、また、既存の保存・活用団体等においてその支援や連携に対する要望が高まるなど、官民及び各団体間の連携体制の構築、強化が必要であることから、近江八幡市の歴史文化の保存・活用を下支えする組織、体制及び支援の仕組みづくりを進めます。

本市が取り組む歴史文化資産の保存と活用に関する将来像と基本方針の関係性は以下のとおり整理されます。

歴史文化資産の「1 調査研究・発信」の成果に基づき、「2 保存管理」を適切に推進することで、まちづくりをはじめとする様々な活動への歴史文化資産の「3 活用」を展開していきます。これら活動を通じた「4 人材」の確保、育成により、さらなる調査研究等の充実へとつなげていきます。「5 体制」は、これらの取組を人的、財政的側面から下支えしていきます。

このように、保存と活用が継続的につながる好循環の仕組みを展開していくことで、スパイラルアップによる取組の充実、拡大を図り、将来像『多様で豊かな歴史文化の共有と継承がはぐくむ 人・地域がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」』の実現を目指します。

保存と活用に関する将来像及び基本方針の関係性



第5章 歴史文化資産の把握調査

1. 既存の歴史文化資産の把握調査の概要

本市におけるこれまでの歴史文化資産の把握調査については、主に文化庁、滋賀県及び市（旧近江八幡市・旧安土町含む）による各種調査が行われています。

<文化庁>

文化庁による主な調査として、名勝地に関する把握調査（平成 21～23 年度（2009～2011）、平成 23～24 年度（2011～2012））及び文化的景観に関する把握調査（平成 12～14 年度（2000～2002）、平成 17～19 年度（2005～2007））などが行われています。

<滋賀県>

滋賀県による主な調査として、近世民家調査（平成 7～9 年度（1995～1997））や近代建築調査（昭和 62～平成元年度（1987～1989））、石造物調査（平成 2～4 年度（1990～1992））などの建造物に関する調査、祭礼行事実態調査（平成 3～5 年度（1991～1993））や民俗芸能緊急調査（平成 7～9 年度（1995～1997））、自然神信仰調査（平成 14～18 年度（2002～2006））などの民俗文化財に関する調査、中世城郭分布調査（旧蒲生・神崎郡の域）（昭和 60 年度（1985））や中近世古道調査（朝鮮人街道・中山道・八風街道）（平成 5～12 年度（1993～2000））などの遺跡に関する調査及び琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査（平成 20～22 年度（2008～2010））などが行われています。

<近江八幡市（旧近江八幡市、旧安土町）>

市の調査として、旧安土町では昭和 54 年度（1979）に、旧近江八幡市では昭和 56 年度（1981）にそれぞれ専門職員の配置を行い、埋蔵文化財発掘調査を開始し、合併後も継続的に市内の発掘調査を実施しています。埋蔵文化財についての把握調査は、旧近江八幡市では昭和 57～62 年度（1982～1987）に、旧安土町では昭和 57～61 年度（1982～1986）に詳細分布調査を実施しています。

体系的な把握調査としては、美術工芸品実態調査（絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍）を、旧近江八幡市で昭和 59～平成 2 年度（1984～1990）に、旧安土町で昭和 59～60 年度（1984～1985）にそれぞれ県の補助事業として実施しています。この他に、旧近江八幡市において、昭和 51 年度（1976）に近江八幡の町なみ調査、平成 8～9 年度（1996～1997）に火祭り行事民俗文化財調査、平成 16～17 年度（2004～2005）に重要文化的景観の調査を実施しています。旧安土町では、平成 2 年度（1990）の民家調査と平成 11 年・14 年・15 年度（1999・2002・2003）の近世社寺建築調査の建造物を対象とした調査を実施しています。

また、市史・町史編纂に伴う歴史文化資産の把握として、各種の資料調査を行っています。旧近江八幡市では、平成 13 年（2001）に近江八幡市史『近江八幡の歴史』の編纂を開始し、第 1 巻を平成 16 年（2004）に刊行しました。『近江八幡の歴史』の刊行は、合併後も継続し、令和 3 年（2021）に最終巻となる第 9 巻の刊行を行っています。この市史編纂事業では、古文書と歴史資料について、八幡商人の文書群、近世の村の文書群、旧町村役場文書、絵図のまとまった資料の把握が行えています。また、『近江八幡の歴史』第 9 巻は、地域文化財編とし、建造物（石造物）、美術工芸品（絵画、彫刻、書跡、古文書、歴史資料）、有形民俗文化財、無形民俗文化財などをはじめとする調査を実施し、地域の歴史文化資産の把握を広く行いました。旧安土町では、安土町史の編纂に昭和 46 年～59 年（1971～1984）にかけて行い、資料編 2 冊を刊行しました。この町史編纂事業では、主に美術工芸品と古文書を中心に調査を実施しています。

既往の歴史文化資産把握調査一覧

種類・分類			小分類	調査主体	調査年度	調査名等
有形文化財	建造物	住居	旧 安土町	平成2年度	安土町民家調査	
			滋賀県	平成7～9年度	滋賀県近世民家調査	
		社寺	滋賀県	昭和59年度	滋賀県近世社寺建築緊急調査	
			旧 安土町	平成11・14・15年度	安土町近世社寺建造物調査	
		近代建築物(住居)	滋賀県	平成4～5年度	滋賀県近代和風建築総合調査	
		近代建築物(住居以外)	滋賀県	昭和62～平成元年度	滋賀県近代建築調査	
		近代産業・交通・土木	滋賀県	平成10～11年度	滋賀県近代化遺産(建築物等)調査	
	美術工芸品	石造物	滋賀県	平成2～4年度	滋賀県石造建造物調査	
			近江八幡市	平成22年度～	市史編纂に伴う建造物(石造物のみ)調査	
		絵画、彫刻、工芸品 書跡、典籍	旧 安土町	昭和46～昭和48年度	町史編纂に伴う美術工芸品調査	
			旧 近江八幡市	昭和59～平成2年度	美術工芸品実態調査(旧近江八幡市域)	
			旧 安土町	昭和59～昭和60年度	美術工芸品実態調査(旧安土町域)	
		工芸品	近江八幡市	平成22年度～	市史編纂に伴う美術工芸品調査	
			滋賀県	平成21～24年度	滋賀県所在梵音具資料調査	
古文書	旧 安土町	昭和49～59年度	町史編纂に伴う古文書調査			
	旧 近江八幡市	平成13年度～	市史編纂に伴う古文書(文書群)調査			
	旧 近江八幡市	平成13年度～	市史編纂に伴う歴史資料(絵図)調査			
民俗文化財	有形の民俗文化財	民具	近江八幡市	平成29年度～	市史編纂に伴う民具調査	
			無形の民俗文化財	近江八幡市	平成29年度～	市史編纂に伴う祭礼行事調査
	無形の民俗文化財	風俗習慣	滋賀県	平成3～5年度	滋賀県祭礼行事実態調査	
			旧 近江八幡市	平成8～9年度	近江八幡火祭り行事民俗文化財調査	
			滋賀県	平成6～9年度	滋賀県伝統食文化調査	
			滋賀県	平成14～18年度	滋賀県自然神信仰調査	
			滋賀県	平成22～24年度	滋賀県民俗行事まるごと調査	
			滋賀県	昭和61～62年度	近江の鍔物師調査	
			滋賀県	昭和63年～平成元年度	滋賀県の諸職	
		民俗芸能	滋賀県	昭和59～60年度	滋賀県民謡緊急調査	
			滋賀県	平成7～9年度	滋賀県民俗芸能緊急調査	
			記念物	遺跡	城跡	滋賀県
	古道跡	滋賀県			平成5年度	中近世古道調査1(朝鮮人街道)
		滋賀県			平成6～7年度	中近世古道調査2(中山道)
滋賀県		平成11～12年度			中近世古道調査4(八風街道)	
戦争遺跡	滋賀県立大学・滋賀県平和祈念館	平成28年度		滋賀県戦争遺跡分布調査		
	名勝地	庭園		滋賀県	昭和55～59年度	滋賀県の庭園
文化庁		平成21～23年度		近代の庭園・公園等に関する調査研究		
動物、植物、地質鉱物	庭園、公園	文化庁		平成23～24年度	名勝に関する総合調査(所在調査)	
	動物、植物	文化庁		昭和44年度	植生図・主要動植物地図	
		滋賀県自然保護財団		昭和50～54年度	滋賀県の自然	
		滋賀県自然保護財団	昭和55～平成2年度	滋賀県の自然誌		
文化的景観		琵琶湖基盤地質研究会	平成24年度	琵琶湖のカルデラ形成史の研究		
		文化庁	平成12～14年度	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究		
		文化庁	平成17～19年度	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究		
		滋賀県	平成20～22年度	琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査		
		旧 近江八幡市	平成16～17年度	重要文化的景観「安土・八幡の水郷」選定に向けた調査		
		近江八幡市	平成28～30年度	重要文化的景観「近江八幡の水郷」追加選定に向けた調査		
		伝統的建造物群	商家町	旧 近江八幡市	昭和51年度	近江八幡 町なみ調査
			旧 近江八幡市	平成13～14年度	八幡伝統的建造物群保存地区見直し調査	
		埋蔵文化財		旧 近江八幡市	昭和57～62年度	市内遺跡分布調査
				旧 安土町	昭和57～61年度	町内遺跡分布調査
	近江八幡市(旧 近江八幡市・旧 安土町)		昭和54年度～	市(町)内遺跡発掘調査		
その他歴史文化資産	伝承・言い伝え	旧 近江八幡市	昭和55年度	近江八幡ふるさとの昔ばなし		
		旧 安土町	昭和55年度	安土ふるさとの伝説と行事		
	鎮守の森	滋賀県	昭和57年度	鎮守の森の保存修景のための基礎調査		
		古木、巨樹	滋賀県	昭和60～61年度	滋賀の名木誌	

資料：文化庁資料、滋賀県資料、市資料等

＜その他の把握調査＞

その他、法に定める文化財の種類・分類によらない歴史文化資産の把握調査として、滋賀県などにより調査が行われているほか、本市の特徴の一つとして、各学区まちづくり協議会（旧公民館）や自治会、郷土史会等において、地域史・地誌等の作成に伴う地域の歴史文化に関する把握が行われており、それら成果について多くの書籍が刊行されています。

市内各地でとりまとめられた地域史・地誌等一覧

区分	書名	刊行機関等	対象学区等	刊行年
学区公民館・まちづくり協議会等	ふるさと島	島学区まちづくり協議会	島学区	平成26年
	ふるさと・岡山の古を訪ねて 第1集	岡山公民館	岡山学区	平成11年
	ふるさと・岡山の古を訪ねて 第2集	岡山公民館	岡山学区	平成12年
	ふるさと・岡山の古を訪ねて 第3集	岡山公民館	岡山学区	平成14年
	ふるさと・岡山の古を訪ねて 第4集	岡山公民館	岡山学区	平成22年
	岡山いいところ50選	岡山学区まちづくり協議会	岡山学区	平成26年
	馬淵学区歴史のあゆみ 第1輯	馬淵公民館	馬淵学区	平成元年
	馬淵学区歴史のあゆみ 第2輯	馬淵公民館	馬淵学区	平成3年
	馬淵学区歴史のあゆみ	馬淵公民館	馬淵学区	平成8年
	ふるさと馬淵の近世人物伝	ふるさと馬淵歴史の会	馬淵学区	昭和62年
	ふるさと馬淵を語る銘木・鎮守の森	山添光太郎	馬淵学区	平成元年
	ふるさと馬淵の氏神社史	ふるさと馬淵歴史の会	馬淵学区	平成2年
	ふるさと馬淵氏神社神輿由緒集	山添光太郎	馬淵学区	不詳
	北里のあゆみ	北里学区しあわせのまちづくり審議会	北里学区	平成6年
	北里のあゆみ 第2号	北里学区しあわせのまちづくり審議会	北里学区	平成8年
	北里のあゆみ 第3号	北里学区しあわせのまちづくり審議会	北里学区	平成9年
	ふるさとの歴史 第1集	武佐公民館	武佐学区	平成元年
	ふるさとの歴史 第2集	武佐公民館	武佐学区	平成5年
	ふるさとの歴史 第3集	武佐公民館	武佐学区	平成6年
自治会等	多賀町の歩み	多賀町町内会	八幡学区	昭和52年
	聞き語り 沖島の暮らし伝え人	沖島町離島振興推進協議会	島学区	平成29年
	鷹飼の歩み	鷹飼町史編集委員会	金田学区	平成元年
	郷土そして昔	近江八幡市金田町自治会	金田学区	平成3年
	長田町史	長田町公民館	金田学区	平成4年
	えきまえ町の歴史	駅前まちづくり委員会	金田学区	平成26年
	南新在家十年史	南新在家十周年記念事業実行委員会	馬淵学区	平成2年
	南新在家二十年史	南新在家二十周年記念事業実行委員会	馬淵学区	平成12年
	ふるさとの歴史	東横関町「ふるさとの歴史」編集委員会	馬淵学区	平成8年
	ふるさとの歴史Ⅱ	東横関町「ふるさとの歴史」編集委員会	馬淵学区	平成12年
	朝鮮人街道と江頭の里	江頭の里街づくり推進会	北里学区	平成7年
	条里	江頭の里まちづくり推進会	北里学区	平成12年
	江頭町史 生々流転	江頭町町史編集委員会	北里学区	平成10年
	常楽寺今昔 橋本町未来(ゆめ)づくり事業	橋本町未来(ゆめ)づくり委員会	安土学区	平成22年
その他（郷土史会・安土町読書クラブ・安土町公民館郷土史教室等）	琵琶湖と人の暮らしをつなぐ八幡堀	八幡堀の歴史を残す編集委員会	八幡学区	平成26年
	権座物語	農事組合法人白王町集落営農組合	島学区	平成30年
	ふるさと街道武佐宿物語 その1	武佐宿を考える会	武佐学区	平成11年
	琵琶湖の浮城 水茎岡山城攻防史	近江八幡市郷土史会	岡山学区	昭和53年
	近江八幡人物伝	近江八幡市郷土史会	旧 近江八幡市	昭和56年
	朝鮮人街道	近江八幡市郷土史会	旧 近江八幡市	昭和61年
	近江八幡物語	近江八幡市郷土史会	旧 近江八幡市	昭和62年
	近江商人列伝	近江八幡市郷土史会	旧 近江八幡市	平成元年
	はちまん今むかし物語	近江八幡市郷土史会	旧 近江八幡市	平成14年
	近江八幡の仏教寺院	近江八幡市郷土史会	市全域	平成25年
	近江八幡安土の神社	近江八幡市郷土史会	市全域	平成31年
	安土地名傳記	安土青年学校学芸部	旧 安土町	昭和15年
	ふるさと心の伝承 第1集	安土町読書クラブ	旧 安土町	不詳
	ふるさと心の伝承 第2集	安土町読書クラブ	旧 安土町	昭和58年
	ふるさと心の伝承 第3集	安土町読書クラブ	旧 安土町	昭和60年
	ふるさと心の伝承 第4集	安土町読書クラブ	旧 安土町	昭和60年
	ふるさと心の伝承 第5集	安土町読書クラブ	旧 安土町	平成5年
	安土城下町を歩く	安土町公民館郷土史教室	安土学区	平成18年
	石寺・老蘇の歴史と文化	安土町公民館郷土史教室	老蘇学区	平成19年
	安土町の石造物1	安土町公民館郷土史教室	旧 安土町	平成22年
	安土町の石造物2	安土町公民館郷土史教室	旧 安土町	平成22年
	安土町下豊浦の郷土食	安土町商工会女性部	安土学区	平成29年
	101本のきになる木	ハートランド推進財団	旧 近江八幡市	平成17年

資料：市資料、学区まちづくり協議会資料等

2. 歴史文化資産の把握調査の課題

本市の歴史文化資産の把握調査について、文化財の種類・分類別の調査状況及び課題は、以下のとおり整理されます。

歴史文化資産の調査状況及び課題

種類・分類			調査状況※		調査状況及び課題
			旧近江八幡市域	旧安土町域	
有形文化財	建造物		△	△	・ 県及び市等の調査により、社寺・近代建築物（住居）、近代産業・交通・土木遺産、石造物については、おおむね把握ができていますが、近世民家、近代建築物（住居以外）については、調査が部分的であり、一部の把握しかできていません。
	美術工芸品	絵画	△	△	・ 滋賀県の補助事業として絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍について、昭和 59～平成 2 年度に旧近江八幡市及び旧安土町により実態調査を実施しており、また、市史編纂事業でも平成 22 年度以降に把握調査を行いました。すべての対象を把握できておらず、今後も継続した調査が必要となります。 ・ 市史・町史編纂事業では、継続した調査を実施し、古文書、歴史資料の把握調査及び詳細な調査を行いました。すべての対象を把握できておらず、今後も継続した調査が必要となります。 ・ 考古資料については、報告書に掲載されているものの、それ以後に把握調査は実施されていません。
		彫刻	△	△	
		工芸品	△	△	
		書跡	△	△	
		典籍	△	△	
		古文書	△	△	
		考古資料	△	△	
	歴史資料	△	△		
無形文化財			×	×	・ 把握調査は、ほとんど実施できていません。
民俗文化財	有形の民俗文化財		△	△	・ 市史編纂に伴う調査しか行えておらず、すべての対象を把握できていません。
	無形の民俗文化財		○	△	・ 県の各種調査、旧近江八幡市の火祭り行事民俗文化財調査が実施されており、また、市史編纂事業でも調査を行いました。旧安土町域についてはすべての対象を把握できておらず、今後も継続した調査が必要となります。 ・ ポストコロナの時代を見据え、今後の生活様式の変容に伴う滅失等の可能性が高いことから、生業・信仰・年中行事等の実施状況についての把握が必要となります。
記念物	遺跡		○	○	・ 県等による中世城郭、古道、戦争遺跡についての調査が実施されており、おおむね把握できています。
	名勝地		△	△	・ 文化庁及び県等の調査により、庭園、公園については把握ができていますが、それ以外の橋梁、山岳等については把握ができていません。
	動物、植物、地質鉱物		○	○	・ 県等の調査により、おおむね把握できています。
文化的景観			○	○	・ 文化庁、県及び市の調査により、おおむね把握できています。
伝統的建造物群			○	×	・ 旧近江八幡市の調査により、旧近江八幡市域については、おおむね把握できていますが、旧安土町域について調査が実施されておらず、把握できていません。
文化財の保存技術			×	×	・ 把握調査は、ほとんど実施できていません。
埋蔵文化財			○	○	・ 昭和 50 年代に市内の詳細分布調査を実施するとともに、現在まで継続して発掘調査等を実施しています。
その他歴史文化資産			△		・ いくつかの学区まちづくり協議会（旧公民館）や自治会では、様々な視点から地域に根差した「地域の宝」や地名、伝承、偉人などの歴史文化資産の把握が行われ、歴史文化を活かしたまちづくりが行われています。 ・ すべての地域において歴史文化資産の把握が行われているわけではなく、意欲的に取り組む地域と、そうでない地域では把握状況に差がみられます。

※ ○：ほぼ調査済み（資産のリスト化済）、△：調査途中、×：未調査

3. 歴史文化資産の把握調査実施の方針・措置

本市における歴史文化資産の把握調査の実施の現況及び課題等を踏まえ、歴史文化資産の保存と活用に関する将来像の実現に向けて取り組む把握調査実施の方針及び措置を以下のとおりとします。

(1) 歴史文化資産の把握調査実施の方針

○調査が不十分な歴史文化資産の計画的な把握調査の推進

法に定める文化財の把握については、これまで把握調査が行えていない美術工芸品（考古資料）、無形文化財、旧安土町域の伝統的建造物群及び文化財の保存技術についての把握調査を進めます。

また、部分的な把握にとどまっている美術工芸品（彫刻、絵画、書跡、典籍、古文書、歴史資料）、有形民俗文化財及び名勝地について継続的に調査を進めるとともに、街道の繋がりや八幡商人の足跡などに関わりを持ち市外に所在する歴史文化資産の把握調査、さらにポストコロナの時代を見据え、滅失等の危機等にある無形の民俗文化財のうち生業・信仰・年中行事等の実施状況について把握調査を進めます。

これら把握調査を、計画的かつ効果的、効率的に実施していき、その成果を歴史文化資産の保存・活用へと活かしていきます。

○市民等との連携による歴史文化資産の掘り起こし

法に定める文化財の種類・分類によらない歴史文化資産の把握について、それら資産の多くは地域に深く根差したものであることから、行政だけでなく市民及び地域等と連携し、地域の歴史文化資産の掘り起こし調査等に取り組みます。

(2) 歴史文化資産の把握調査のための措置

歴史文化資産の把握調査のための措置として、歴史文化資産調査計画を作成し、地域と連携した歴史文化資産調査を計画的・継続的に実施します。

また、収集した歴史文化資産を記録するためのデータベースの作成を行い、歴史文化資産の情報を地域に発信することにより、地域の人々が、地域を知り、愛着を深めることで、新たな歴史文化資産の発見や地域の魅力づくりに繋がります。

この他に、市内各地の歴史文化資産マップ作りや冊子づくりなど、学区まちづくり協議会等の地域が主体となる歴史文化資産の掘り起こし事業への資料提供などの支援を行います。

※把握のための調査研究、発信に関する措置の詳細に関しては

第8章 歴史文化遺産・関連文化財群・文化財保存活用区域の保存と活用に関する措置
に記載します。

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する方針

1. 歴史文化資産の保存と活用に関する現状と課題

1-1. これまでの主な歴史文化資産関連施策・取組

(1) 調査研究・発信

1) 歴史文化資産の把握調査の実施

歴史文化資産の把握調査については、主に文化庁、滋賀県及び市（旧近江八幡市・旧安土町含む）による各種調査が行われています。

（※詳細は 第5章 1. 既存の歴史文化資産の把握調査の概要 を参照）

2) 埋蔵文化財発掘調査の実施

滋賀県及び市等が主体となり、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査を実施しています。調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事などの開発事業に伴う届出等に基づき、必要に応じて分布調査や試掘調査等を実施する場合のほか、遺跡の実態解明及び保存・活用のために計画的な調査を実施しており、旧近江八幡市・旧安土町の頃より、これまで延べ1,000回以上の調査を行っています。

本市が実施した発掘調査について、その成果を記録し、公表を目的として調査報告書を作成しており、旧安土町の「安土町埋蔵文化財調査報告書」全42冊及び旧近江八幡市から継続して「近江八幡市埋蔵文化財調査報告書」50冊（令和2年（2020）3月時点）を刊行しています。

3) 歴史文化資産（個別）調査の実施

個別の歴史文化資産について、指定等文化財の修理・修復等に伴う調査や指定等（新指定・拡大）候補となる資産に関する調査等を随時実施しています。

これまでの主な調査として、建造物では、近江八幡市立八幡小学校旧校舎調査（平成元年度（1989）、旧近江八幡市）、白雲館調査（平成3年度（1991）、旧近江八幡市）、近江八幡市旧図書館（旧伴庄右衛門家住宅）調査（平成9年度（1997）、旧近江八幡市）及び旧中川煉瓦製造所ホフマン窯（平成16年度（2004）、財団法人日本ナショナルトラスト）、美術工芸品では、大般若経（願成就寺）調査（昭和54年度（1979）、旧近江八幡市）、大般若経（福圓寺）調査（昭和57年度（1981）、旧近江八幡市）、一切経（称名寺）調査（平成14年度（2002）、旧近江八幡市）、長命寺古文書等調査（平成12～14年度（2000～2002）、滋賀県）、安土城・織田信長関連文書調査（平成3～19年度（1991～2007）、滋賀県）及び浄厳院資料総合調査（平成16年度（2004）、旧安土町）、名勝では、教林坊庭園調査（平成10年度（1998）、旧安土町）及び杉原家庭園調査（平成19年度（2007）、旧安土町）などが行われています。



発掘調査の実施（勸学院遺跡）



美術工芸品の調査（浄厳院木造阿弥陀如来坐像）

4) 市史等の編纂、刊行

本市に係る戦前の地域史として、「近江蒲生郡志」（全 10 巻、大正 11 年（1922）刊行、滋賀県蒲生郡役所）及び「滋賀県八幡町史」（全 3 巻、昭和 15 年（1940）刊行、八幡町）などがあります。

平成 13 年度（2001）より、旧近江八幡市において市史編纂事業が開始され、令和 2 年度（2020）までに「近江八幡の歴史」全 9 巻が刊行されました。同市史は、通史編とともに、新たな試みとして地域の様々な営みを取り上げた主題別（テーマ編）構成としています。また、旧安土町では「安土町史 史料編」（全 2 巻）（昭和 58～60 年（1983～1985）刊行、安土町）として町内社寺文書及び家分け・区有文書を収録し刊行しています。

「近江八幡の歴史」タイトル一覧

数	タイトル	刊行年	備考
第 1 巻	街道と町なみ	平成 16 年	旧近江八幡市域を対象としている
第 2 巻	匠と技	平成 18 年	
第 3 巻	祈りと祭り	平成 19 年	
第 4 巻	自治の伝統	平成 20 年	
第 5 巻	商人と商い	平成 24 年	
第 6 巻	通史 1 歴史のあけぼのから安土城まで	平成 26 年	現行の近江八幡市域を対象としている
第 7 巻	通史 2 八幡山城から幕末まで	平成 28 年	
第 8 巻	通史 3 明治維新から新市誕生まで	平成 30 年	
第 9 巻	地域文化財・年表・便覧	令和 2 年度	



5) 情報発信、普及啓発

本市の歴史文化資産については、これまで発掘調査現地説明会の開催や各種リーフレット、ブックレット等の作成、配布による情報発信のほか、市ホームページへの掲載や市広報における文化財紹介等の連載（「ふるさと再発見」）など、市民等への普及啓発に取り組んでいます。

また、観光・文化振興などの一つのツールとしてまちづくりに役立てていくことを目的として、ヴァーチャルリアリティ技術を活用した安土城の復元を目指す VR 安土城プロジェクトを立ち上げ、地域及び研究機関等との連携により高精度シアター型 VR 安土城『絢爛 安土城』を制作し、平成 26 年（2014）より安土城天主信長の館で公開を行っています。

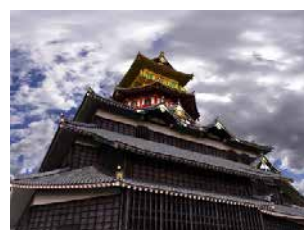
その他、来訪者や市外への情報発信として、観光・文化財アプリ（タイムスコープ VR 安土城、ストリートミュージアム、たびたび近江八幡、近江八幡漫遊）を制作し、公開を行っています。



各種リーフレット、ブックレット等の作成、配布



市広報「ふるさと再発見」の連載



VR 安土城『絢爛 安土城』の制作、公開



観光・文化財アプリの制作、公開

(2) 保存管理

1) 文化財の指定等

本市の歴史文化資産の指定等について、着実にその件数を増やし、令和元年度（2019）末時点で指定等 243 件となります。近年では、長命寺文書（島学区）が平成 30 年（2018）10 月に重要文化財に指定されたほか、ヴォーリズ建築の吉田家住宅（八幡学区）が平成 29 年（2017）11 月に県指定文化財に指定されています。

また、重要文化的景観の全国第 1 号として平成 18 年（2006）1 月に国選定を受けた近江八幡の水郷について、保存地区の追加選定に向けた調査等に継続して取り組んでいます。

2) 保存管理計画等の策定

指定等文化財について、その適切な保存管理及び活用等を図るための指針として、県及び本市において個別の資産についての保存管理計画等を策定し、同計画に基づく各種取組を推進しています。これまで、「史跡観音城跡保存活用計画」（平成 18 年（2006）3 月）及び「史跡観音寺城跡調査整備基本構想・基本計画」（平成 20 年（2008）3 月）、「特別史跡安土城跡保存管理計画」（平成 28 年（2016）3 月）、「史跡雪野山古墳保存活用計画」（平成 29 年（2017）3 月）、「追加選定に向けた重要文化的景観近江八幡市の水郷保存計画」（平成 31 年（2019）3 月）などが策定されています。

3) 保存・修景整備、環境保全

建造物及び美術工芸品などの指定等文化財について、その破損や老朽化、展示公開への対応として、保存管理のための補修、修理等の適切な措置を適宜講じています。また、大中の湖南遺跡（昭和 57 年（1982）整備）やセミナリヨ史跡公園（平成 3 年（1991）整備、平成 28 年度（2016）改修）、いば eco ひろば（伊庭貞剛邸跡）（平成 22 年（2010）整備）など一部の史跡、遺跡等については、保存及び修景を図り史跡公園等として整備を行っています。

民俗文化財については、国の補助等も活用し、「火まつり」の保存の措置としての映像記録化（平成 13 年度～16 年度（2001～2004））を実施しました。

その他、歴史文化資産及び周辺環境の維持保全として、地域等が主体となり、八幡堀や北之庄沢の清掃活動（八幡堀を守る会、北之庄沢を守る会、地元自治会等）、八幡山の修景・竹林の整備（八幡山の景観を良くする会、秀次家臣団屋敷竹林を守る会等）、重要文化的景観を構成する円山町のヨシ原におけるヨシ刈りや新たなヨシ製品の開発（まるやまの自然と文化を守る会）などの取組が市内各地で行われています。

4) 防災対策

重要文化財（有形文化財建造物）をはじめとした指定等文化財の防災対策として、防災施設の整備、点検を行うとともに、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせた消防査察、訓練を実施しています。

「火まつり」映像記録の実施状況

作成年度	映像名	作成主体
平成 13 年度 (2001)	近江八幡の 左義長祭	旧近江八幡市
平成 14 年度 (2002)	沙沙貴神社 沙沙貴まつり	旧安土町
平成 14・15 年度 (2002・2003)	八幡祭松明祭	八幡祭松明祭映像 記録作成委員会
平成 16 年度 (2004)	篠田の花火	篠田の花火映像記録 作成検討委員会

資料：市資料



八幡山の修景

資料：八幡山の景観を良くする会



ヨシ刈の取組

資料：まるやまの自然と文化を守る会



文化財の消防訓練

(3) 活用

1) 公開、展示

本市が所有する歴史文化資産（建造物）の一部について施設の公開を行い、資料館や観光案内所等としての活用を図っています。

近江八幡市立資料館は、郷土資料館及び歴史民俗資料館からなり、うち郷土資料館は旧八幡警察署（昭和 28 年（1953）ヴォーリズによる改築）を、歴史民俗資料館は江戸時代末期の民家をそれぞれ活用した施設です。また、白雲館は、かつての八幡東小学校校舎（明治 10 年（1877）、国登録文化財）を観光案内所及び市民ギャラリーとして活用しています。その他、旧西川家住宅（重要文化財）、旧伊庭家住宅（市指定等文化財）を公開するほか、資料館・博物館等としてかわらミュージアム、安土城郭資料館、安土城天主信長の館及び安土城跡ガイドダンス施設等を設置しています。

その他、市内には滋賀県立安土城考古博物館のほか、民間等による公開、展示施設として旧伴庄右衛門家住宅（市指定文化財）、旧ヴォーリズ住宅（ヴォーリズ記念館、県指定文化財）、近江兄弟社メンタム資料館、ハイド記念館、ボードレス・アートミュージアム NO-MA などが所在するほか、地域が運営する施設として、曳山とイ草の館（浅小井町自治会）及び千僧供地域歴史資料館（千僧供町自治会）があります。

近江八幡市の公開、展示施設（一部）



近江八幡市立資料館（郷土資料館）



白雲館



旧伊庭家住宅

2) 講座・講演会・ウォーキングイベント等

歴史文化資産に関する学習やイベント等の旧市町における取組として、旧近江八幡市における「歴史・文化探訪ウォーク」の実施（平成 19～22 年度（2007～2010）計 4 回）や「中山道 400 年祭 武佐宿まつり」の開催（平成 14 年度（2002））など、旧安土町における「佐々木六角氏観音寺城イベント」として歴史講演会や歴史ウォークの実施（平成 2～17 年度（1990～2005））などに取り組んできました。

近年では、市内小中学校や学区まちづくり協議会、団体等が実施する歴史学習講座、ウォーキングイベント等への講師対応や協力を行うとともに、歴史文化に関わる全国ゆかりの地の交流イベントやシンポジウムなどの開催地として、市外との連携に取り組んでいます。



歴史講演会、ウォーキングイベントの実施
（安土・歴史探訪）

3) 地域、民間団体等による歴史文化を活かしたまちづくり活動

① 学区まちづくり協議会の取組

学区まちづくり協議会への聞き取り調査等において把握した歴史文化を活かしたまちづくり活動として、複数の学区において歴史文化に関する講座や地域資源の掘り起こしに取り組んでいます。また、清掃活動などの歴史文化資産の保存管理、子どもたちを対象とした継承活動など、学区の歴史文化について学び、受け継いでいくため様々な取組を実施しています。

学区まちづくり協議会における歴史文化を活かしたまちづくり活動の例

活動内容	具体的な取組（抜粋）	
歴史文化に関する講座の開催	ふるさと土曜塾（島学区） 岡山塾（岡山学区） 地域学習・歴史学習会（武佐学区） はちまん豆知識講座（八幡学区） ふるさと学（安土学区）等	
地域資源の掘り起こし	ガイドツアー等の実施（島学区、金田学区、武佐学区） マップの作成（岡山学区、武佐学区、老蘇学区） 岡山いいところ 50 選の選定（岡山学区） ふるさと偉人の伝承活動（桐原学区） わが町紹介・ふるさと探訪（馬淵学区）等	はちまん豆知識講座 資料：八幡学区まちづくり協議会
歴史文化資産の保存管理	観音寺城跡の整備（老蘇学区） 八幡堀の清掃（八幡学区）等	
歴史文化の継承	子ども松明づくり（北里学区） ムシャリンドウの育て方講座（武佐学区）等	子ども松明づくり 資料：北里学区まちづくり協議会

※現在取り組まれている事業のほか、過年度に取り組まれた事業を記載している 資料：学区まちづくり協議会資料、市資料ほか

② 民間団体等の取組

本市の歴史文化資産に係る民間団体等の取組として、行政及び地域との連携をとりながら、資産の保存管理から地域資源の掘り起こし、その利活用まで広範囲かつ多岐にわたる、創意工夫による自主的な取組が行われています。

民間団体等における歴史文化を活かしたまちづくり活動の例

活動内容	具体的な取組（抜粋）	
歴史文化資産の保存管理	八幡堀の環境保全 （実施主体：八幡堀を守る会） ・年間を通じてきれいな八幡堀を維持していくため、定例での清掃活動、花菖蒲の手入れ等を実施し、堀周辺の景観保全に取り組む。 八幡山竹林の環境保全 （実施主体：（一社）秀次家臣団屋敷跡竹林を守る会） ・八幡山麓の竹林（約 4,000 坪余り）の整備作業に取り組む。	
地域資源の掘り起こし	観音寺城跡整備プロジェクト （実施主体：近江八幡市豊かな杜づくり隊） ・観音寺城跡の大石垣を新幹線の車窓から眺められるよう、地元住民や企業等の手により里山の自然環境の整備を実施。 パンフレット等の作成 （実施主体：八幡山の景観を良くする会） ・八幡山周辺の見どころスポットやハイキングコースを紹介する「八幡山周遊ガイド&マップ」の作成、公開。	

活動内容	具体的な取組（抜粋）	
地域資源の掘り起こし	ヴォーリズ建築の保存再生 （実施主体：NPO 法人一粒の会） ・ヴォーリズ建築である旧八幡郵便局の保存再生を通じた、まちづくりへの寄与によるヴォーリズ精神の継承に取り組む。	
歴史文化を活かした地域振興	ふるさと絵屏風の作成 （実施主体：常楽寺ふるさと絵屏風実行委員会ほか） ・下豊浦・常楽寺・老蘇の各集落の地元組織が中心となり、かつての昭和の暮らしを再現した絵屏風を作成。 あづち信長まつり （実施主体：あづち信長まつり協議会） ・昭和 58 年（1983）から継続して開催（昭和 61 年（1986）～平成 9 年（1997）はフェスタ信長として開催）。織田信長公の命日にちなみ毎年 6 月第 1 日曜日に行われる、自治会や住民が参加の安土地域最大のイベント。	 資料：常楽寺ふるさと絵屏風実行委員会  資料：あづち信長まつり協議会
歴史文化資産の利活用	野間邸寄席 （実施主体：野間邸寄席世話人会） ・八幡伝統的建造物群保存地区内にある「野間清六邸」を、地域の共有財産として寄席を実施するなどの利活用を図る。	 資料：野間邸寄席世話人会

※現在取り組まれている事業のほか、過年度に取り組まれた事業を記載している
資料：各民間団体等資料、学区まちづくり協議会資料、市資料ほか

（４）人材（担い手）

１）担い手支援、育成等

本市の歴史文化資産を支える担い手への支援として、選択無形民俗文化財の保存伝承活動等への補助を実施しています。

また、過年度の取組として、重要文化的景観「近江八幡の水郷」において、時代を超え存続してきたヨシ産業などの生業や、内湖と共生する地域住民の暮らしぶりを記憶と記録に残し、風景を翻訳する地域独自の文化的景観のボランティアガイド「水郷ガイド」の育成に向け、セミナーやフォーラムが実施されています。



「水郷ガイド」育成セミナー

資料：ハチマンジカン

２）学校教育との連携

学校教育との連携として、小学校副読本「わたしたちの近江八幡」を作成するとともに、発掘体験や古墳探訪、体験学習を通じたふるさと学習に取り組んでいます。

また、ふるさと教育の推進を目的として、市内の教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）、小学校、中学校に勤務する教職員を対象にした研修会を開催し、本市の歴史や文化、自然について学ぶとともに、児童・生徒へのふるさと学習への波及を図っています。



小学校副読本
「わたしたちの近江八幡」

(5) 市民意向等

令和元年度（2019）に実施した 2 つのアンケート調査の結果より、歴史文化資産の保存・活用の関わる市民意向等を以下に整理します。

1) 地域資源を活かしたまちづくりに対する市民意向

調査概要	・まちづくりに対する市民の意識・意向の把握を目的とした市民アンケート調査。本市の地域資源（歴史文化や自然環境など）に対する意向を把握しています。 ・18 歳以上の市民 2,000 名（無作為抽出）を対象に令和元年 8 月実施、有効回収数 873 票（回収率 43.7%）	
主な結果	①地域資源に対する魅力	・近江八幡市の地域資源に魅力を感じている回答者は、全体の <u>約 6 割</u> を占めています。
	②近江八幡市を代表する地域資源	・回答者の 7 割近くが「<u>八幡堀</u>」を挙げており、次いで 6 割弱が「<u>安土城跡</u>」を挙げています。 ・その他、「歴史的な町並み・町家」、「ヴォーリズ建築」、「沖島」なども比較的多く挙げられています。
	③地域資源を活かしたまちづくりの取組（複数回答）	・「学校教育の充実」が最も多く挙げられています。 ・次いで、「まちづくり活動に対する支援の充実」が挙げられており、<u>将来の担い手の教育・育成や地域の担い手への支援</u>などが求められています。

2) 『まちの宝物』についての小中学生アンケート調査

調査概要	・将来を担う世代が考える『まちの宝物』や祭り・行事等の参加状況等の把握を目的とした小中学校アンケート調査。 ・市内公立小学校 4 年生及び公立中学校 2 年生を対象に令和 2 年 1 月～2 月実施、有効回収数 1,927 票。	
主な結果	①『まちの宝物』について（自由記述）	・「<u>自然、風景</u>」が最も多く、次いで「<u>郷土料理、特産品</u>」が挙げられ、普段から目につく、触れることのできる<u>身近なものを宝として認識</u>している状況が伺えます。 ・「<u>古墳、遺跡等</u>」については、それらが所在する学区で挙げられています。 ・「<u>お祭りや行事</u>」、「<u>古い建物や街並み</u>」などが中学生で比較的多く挙げられています。 （※いずれも内容に基づく分類）
	②祭り・行事への参加状況	・回答者の <u>7 割近く</u>がこれまで地域の祭り・行事に参加したことがあると回答しました。 ・参加して良かった、楽しかった祭り・行事として「<u>左義長祭・こども左義長</u>」が最も多く挙げられています。
	③歴史文化の保存・活用の取組への参加について（中学生のみ、複数回答）	・『まちの宝物』をこれからも守り続けていくために取り組みたいと思う活動として、「<u>お祭りや行事に参加したい。</u>」が最も多く挙げられました。 ・次いで「近江八幡の歴史や文化などを、よりくわしく学びたい。」「近江八幡の歴史や文化などを、たくさんの人に紹介したい。」「伝統産業を体験したり、伝統工芸や郷土料理を習うなどしたい。」など、<u>歴史文化を学ぶ機会や情報発信に関する項目</u>が挙げられました。

1-2. 保存と活用に関する課題

本市の歴史文化資産を取り巻く現況及びこれまでの取組状況等より、保存と活用等に関する課題は、以下のとおり整理されます。

(1) 調査研究・発信に関する課題

(調査研究)

本市に所在する歴史文化資産は現在、指定等文化財及び埋蔵文化財に加えて、未指定文化財が約 3,000 件まで確認されています。しかしながら、これまでの把握調査等の経緯を踏まえると、これら歴史文化資産の中には、一部情報の古いものがみられ、また、社寺や個人蔵の美術工芸品の調査や、学校や自治会館などで保管されてきた古文書群の調査など総合的な調査が不十分な分野や地域があり、歴史文化資産の現状把握は十分ではありません。

これら悉皆的な資産の掘り起こしの不足に加えて、個別の歴史文化資産においても、例として八幡山城跡においては、本市の歴史文化の特徴を示す重要な歴史文化資産であるにもかかわらず調査等が進展していないなど、全容解明に至っていない資産も少なからず見受けられることから、それら資産の適切な保存管理と活用を図るため、計画的な把握調査を進めていく必要があります。

一方で、市全域に重層的かつ広範囲に所在する歴史文化資産について、その把握を行政のみで対応することは困難であり、地域の資産の掘り起こし等を担う市民等や各種団体等との協働が不可欠ですが、そのための情報共有や役割分担、サポート等に向けた体制を構築していく必要があります。

→歴史文化資産の計画的な調査研究を推進する必要があります。

→地域の歴史文化資産の把握に向けて市民等とともに取り組むための体制構築が必要です。

(価値の共有、発信)

歴史文化資産の中には、研究成果等が公表されていない、価値づけが不十分であるなど、そのために市民等がその価値を正しく認識できていない状況のものがあります。例えば、市史編纂事業で蓄積された歴史資料をはじめとした資料や、図書館に収蔵されている貴重な資料などについて、市民共有の財産として情報発信していく必要があります。

また、地域の貴重な歴史文化資産について、市民等がその価値を認識できず、地域の宝として共有化が図られていない場合、地域の伝統文化・産業の継承が困難となる、あるいは資産の散逸の恐れが生じるなど、その保存・活用に影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、市民等が地域の歴史文化資産を身近に感じ、価値を正しく認識することができるよう、把握調査の成果等の情報発信を通じて、その価値や魅力を共有していくことが求められます。

→適切な情報発信を通じて価値や魅力を市民等と共有していく必要があります。

(2) 保存管理に関する課題

(保存管理)

歴史文化資産は、その所在や現状、管理状態等の個々の状況を踏まえた保存管理を一層推進、継続していく必要があります。しかしながら、保存管理計画等の策定は特別史跡安土城跡や史跡観音寺城跡、八幡伝統的建造物群保存地区など指定等文化財の一部にとどまっており、その他の指定等文化財を含む資産の多くが、計画的な保存修理や所有者への支援などを含めた継続的な保存管理のための体制や仕組みが整えられていません。重要文化的景観については、その選定範囲が旧近江八幡市側にとどまるなど、西の湖及びヨシ地の一体的な保全の取組が進んでいない状況にあります。

一方、未指定の歴史文化資産については、行政側からの支援は、管理方法や修理に関する指摘やアドバイス等の限定的なものにとどまり、所有者自らによる保存管理に負うところが大きくなります。人口減少や高齢化の進行は、これら所有者等の負担をますます増大させることになり、歴史的な町並みを構成する町家等の空き家化や更地化、農地・里山の放置による荒廃などの歴史文化資産及び周辺環境の日常的な管理不足を招き、ひいては地域全体の歴史文化の滅失や散逸、改変が進むことにもつながりかねません。

また、これまでの把握調査等において得られた成果について、その情報の整理・保管が進展していない状況にあります。本市には、これまで収集した資産の展示等のための施設が複数あるものの、市内に分散した様々な資産や情報を集約し、総合的に管理する施設や仕組みが整えられていない状況にあります。歴史文化資産の適切な保存管理に向けては、行政及び所有者のみならず、地域や専門家等も含めた多様な担い手が連携、協働する必要があります。そのための効果的、効率的な手法、体制や仕組みのもと取り組む必要があります。

→指定等文化財をはじめとする歴史文化資産の保存管理の取組を引き続き充実、継続していく必要があります。

→これまで所有者によるところが大きかった未指定の歴史文化資産などの保存管理の手法及び多様な担い手の連携、協働による体制や仕組みを整備していく必要があります。

(防災・防犯対策)

本市は、市域の大部分を低地部が占めており、小高い丘陵や山地も分布するなど水害や土砂災害の危険性が高い地域です。過去においては河川決壊による水害がたびたび発生しており、特に日野川流域の低地は水害の危険性が高く、蛇砂川流域は堤防の決壊や溢水による浸水被害の危険性があります。また、内湖及び干拓地一帯は琵琶湖浸水想定区域に指定されている低地であり、琵琶湖の水位が上昇した場合の浸水被害が想定されます。一方、山地、丘陵地の麓部では、がけ崩れによる建物被害や土石流の危険性があるほか、沖島では、災害発生時の救助活動や交通手段、通信機能の確保が重要となります。

近年は河川改修が進み、風水害被害は比較的少なくなりつつあるものの、世界規模で異常気象や自然災害が頻発する傾向にあり、風水害や地震への備えとして歴史文化資産の耐震や防災設備の充実等が求められます。しかしながら、建造物など不動産の歴史文化資産の耐震化や液状化対策、防災施設の設置や老朽化への対応が十分でない状況にあり、また、美術工芸品など動産の歴史文化資産についても、その被害を最小限にとどめるための平時からの対策や災害発生時の対応がマニュアル化されていないなどの問題が生じています。

一方、防犯面に関しては、地域の少子高齢化の進行に伴い、空き家の発生や無住寺、神社などの日常の防犯が行き届かず、資産の盗難や汚損、火災などによるき損の恐れがあります。火災被害として、本市の歴史文化資産においては平成 5 年（1993）観音正寺の本堂及び本尊（重要文化財）が失火で焼失した経緯があります。山中にある寺院のため、交通の不便が消火活動に支障をきたしたことも一因と考えられるなど、歴史文化資産の管理状況や立地特性等に応じた適切な防災・防犯対策を講じる必要があります。

歴史文化資産の防災・防犯は行政及び所有者、地域等が連携し、体制を確立していくことが重要と考えますが、市民の文化財の防災・防犯に対する意識の低下や、守るべき資産がどこにあるのか地域住民が把握できていないことも大きな課題となっています。

- 被害を最小限に食い止めるため平時からの防災・防犯対策を整えていく必要があります。
 - 災害等の種類や資産の管理状況、立地特性等に応じた対策を講じていく必要があります。

（３）活用に関する課題

本市はこれまで、「近江八幡市観光振興計画」並びに「歴史資産を活かしたまちづくり」を策定し、市域の観光振興に向けた種々の取組を推進してきました。また、市立資料館やかかわりミュージアム、県立安土城考古博物館などの公立施設及び近江兄弟社メンタム資料館などの民間等の施設において、これまで収集及び寄託された歴史文化資産の展示公開が図られています。しかしながら、これら歴史文化資産の観光への活用は、八幡伝統的建造物群保存地区周辺や安土城跡などの個別の資産の限定した範囲に限られており、観光ボランティアガイドについても両地域を中心とした活動が主となっています。市内には、点在するヴォーリズ建築や旧中川煉瓦製造所ホフマン窯、地域の祭り・行事など、市域の魅力を伝える未指定の資産が多数存在しているものの、これら資産の相互の関係性に基づいたストーリーの設定やガイダンス施設の整備、資産を巡る観光周遊ルートの開発など、市全体にわたる資産のハード・ソフト両面において包括的な活用が図られていない状況にあります。さらに、それらを集約して情報発信・活用を図るための博物館機能を有する中核的施設について、将来的な検討も必要となります。

また、瓢箪山古墳（国指定史跡）や大中の湖南遺跡（国指定史跡）の史跡整備、安土セミナリヨ跡推定地（未指定）の公園整備など、一部の資産について環境整備が図られていますが、維持管理不足等による施設の老朽化が進むなど、価値や魅力を十分に伝えることができていないものもあります。さらに、駐車場や進入路、トイレといった便益施設や、インバウンド観光に対するサインや案内所の多言語化など、資産の価値を損なわないことを前提とした来訪者等の利便性向上のための周辺整備も必要となります。

一方、少子化による人口減少、若年層の人口流出による過疎化、価値観の多様化などが起因となり、地域の活力が低下しています。歴史文化資産は、地域の成り立ちを体現し、その価値や魅力を今に伝えるものとして、地域のシンボルや地域活性化のツールとしての活用が期待されます。空き町家を活かした移住定住促進や新たな拠点づくりなど、保存や展示にとどまらない、歴史文化資産を地域コミュニティの活性化や持続的なまちづくりへと活かす視点からの活用が求められます。

- 資産の関係性を活かして地域の価値や魅力を伝える活用に取り組む必要があります。
 - 歴史文化資産を地域コミュニティやまちづくりへと活かしていく必要があります。

(4) 人材（担い手）に関する課題

歴史文化資産の保存・活用を担う人材の確保、育成は、歴史文化のこれからを支えていく重要な要素であり、大きな課題となります。

本市の歴史文化の特徴の一つとして、在郷町八幡町や各地の旧村で受け継がれてきた自治の取組が、現在の景観まちづくりや地域づくり活動に活かされていることが挙げられます。これまで、歴史文化資産をまちづくり等に活かすべく、自治会及び学区まちづくり協議会をはじめ各文化財保存会や民間団体など様々な組織による先導的な取組がなされてきました。しかしながら、ボランティアガイドが高齢化し新たな人員の確保・養成が進まないなど、人口減少や高齢化等の影響による各主体の活動の低下が顕在化しつつあります。さらに、令和2年（2020）の年明けより世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、第二次世界大戦以降で最も困難な危機ともいわれる大規模な感染症とされ、感染拡大防止のため各種活動が制限されるなか、高齢者や地域住民同士のつながりの希薄化を加速させていくことが危惧されます。

人口減少等によるコミュニティ自体の崩壊は、地域で受け継がれてきた民俗文化財や伝統的な祭礼、職人の知識・技術の喪失のみならず、歴史的な町並みなど有形の文化財の維持にも影響を及ぼしかねません。さらに、管理不足による周辺環境の荒廃等により松明等で使うヨシ等の生産量の不足やコスト高などで調達が困難となるなど、継承のための材料を確保することが困難となりつつあります。コミュニティの活力を保ち、担い手となる地域や団体等の活性化を促すためにも、これら様々な主体間の連携体制づくりや活動への支援の拡充が求められます。

また、担い手の育成の観点からは、少子化や生活様式の変化等により町内会や子ども会などの地縁的な繋がりが希薄となるなか、次代を担う子どもたちが日常的に歴史文化に触れる機会が減少しています。市民アンケート調査等において、学校での歴史文化学習の充実が強く求められているなど、将来の担い手育成のため、学校教育並びに社会教育を通じた取組を一層充実していく必要があります。

- 地域及び各種団体間のネットワークづくりや活動への支援を充実していく必要があります。
- 学校教育や社会教育等と連携した担い手確保・育成に取り組む必要があります。

(5) 体制に関する課題

歴史文化資産の保存・活用に関わる主体は、行政及び所有者、地域住民、各種団体、専門家等と多岐にわたります。これまで、それぞれの立場からアプローチが進められてきましたが、その役割は明確ではなく、連携が不十分なことで取組が重複する、あるいは未対応の資産が取り残されるなど、非効率な状況も生じています。

庁内においても、文化財保護行政を担う専門部署として「文化観光課」（令和2年度（2020）現在）を設置していますが、その体制として専門分野や年齢構成に偏りがあり、職員の世代交代に伴う技術や理念の継承が課題となっています。また、保存・活用をより強力に推進していくため庁内他部署との協力、連携は不可欠であり、横断的な連携体制を構築する必要があります。

また、歴史文化資産を持続的に保存管理していくためには、日常管理のみならず保存修理などへの備えなど多額の資金が必要となります。しかしながら、人口減少等により地域活力が低下していくなか、所有者や檀家、氏子、地域住民等の努力だけでは対策は困難であるのが現状です。そのため、拝観料や補助金だけに頼らない資金調達方法の開拓とともに、行政としてそれを支える財源確保のための仕組みづくりが求められます。

- 歴史文化の保存・活用を下支えする組織、体制及び支援の仕組みを構築する必要があります。
- 歴史文化資産の保存管理のための資金調達方法の開拓、財政支援の仕組みづくりに取り組む必要があります。

2. 歴史文化資産の保存と活用に関する方針

本市の歴史文化資産の保存と活用の将来像及び基本的な方向性を踏まえつつ、保存と活用に関する課題等に対応する取組の方針を以下のとおり定めます。

2-1. 歴史文化資産相互の関係性を踏まえた一体的・総合的な取組

歴史文化資産の継続的な保存・活用の取組を推進していくにあたっては、保存と活用に関する課題に掲げるように、多様な担い手の連携、協働による資産の保存管理や地域コミュニティ、まちづくりへの活用等が求められており、そのため未指定を含む歴史文化資産に対する理解を深め、市民等にとっての存在意義を高めていく必要があります。

その有効な手段として、複数の歴史文化資産を共通の背景や文脈（ストーリー）を持つまとまりとして捉えることで、構成要素としての価値付けや、周辺環境及び資産相互の関係性に基づく多面的な価値、魅力を見出すことが可能となり、資産各々の実情や共通の課題等に応じた効果的な対策へとつなげていくことができると考えます。

また、本市の歴史文化資産は多種多様かつ広範囲に存在しており、限られた財源や人材で対応していくには限界がありますが、資産のまとまりを一体的に扱うことで、総合的な調査研究や一括での保存管理及び防災・防犯対策、資産を巡るツアーなどスケールメリットを活かした保存・活用の効果も期待できます。

これらのことを踏まえ、本市の有する多様で豊かな歴史文化資産のまとまりの単位として、**<関連文化財群>**並びに**<文化財保存活用区域>**を設定し、これら資産の相互の関係性を踏まえた一体的、総合的な取組を推進していきます。

※関連文化財群及び文化財保存活用区域の詳細に関しては

第7章 歴史文化資産の一体的・総合的な保存と活用に関する方針

に記載します。

2-2. 基本方針ごとの目標及び基本施策

(1) 方針1（調査研究・発信）

1-A 歴史文化の価値・魅力を【知る】

本市に所在する多種多様な歴史文化資産の適切な保存・活用にあたっては、まずその価値や魅力を十分に把握する必要があります。そのための総合的把握として、歴史文化資産の種類や指定、未指定にかかわらず、計画的かつ継続的な把握調査に取り組みます。

また、様々な種類の資産把握のための調査には、市民や地域等の協力が不可欠であることから、市民等と取り組む体制づくり及び地域の歴史文化資産の掘り起こし調査等に取り組みます。

【基本施策】

①歴史文化資産の計画的な把握調査の推進

②市民等との連携による歴史文化の掘り起こし

1－B 歴史文化の価値・魅力を【伝える】

歴史文化資産の価値や魅力は、市民や地域、各種団体、来訪者など保存・活用に関わる多様な主体へと正しく伝わることで、その真価が発揮されます。

把握調査や研究成果等について、本市に関わる様々な人たちが歴史文化を身近に感じ、その価値を正しく認識することができるよう、情報発信の強化・多様化を進めるとともに、市民等と価値・魅力を共有すべく歴史文化に接する機会や場の拡充に取り組みます。

【基本施策】

- ①歴史文化に関わる情報発信の強化・多様化
- ②市民等が歴史文化に接する機会や場の拡充

(2) 方針2（保存管理）

2－A 歴史文化を確実に【守る】

歴史文化資産の保存管理を適切に推進していくことは、これからの様々な保存・活用を進めていく上での土台となることから、歴史文化資産を守る取組を継続、充実していく必要があります。

そのため、未指定文化財の文化財指定・登録による保存をはじめ、歴史文化資産の特性、状況に応じた保存対策を一層推進していくとともに、資産をとりまく周辺環境を含めた一体的な保存管理のための環境整備等に取り組みます。

また、これら保存管理の実効性を高めるため、歴史文化資産リストの作成及び文化財保護指導員制度の活用を検討し、歴史文化資産の状況等を継続的にモニタリングする体制を整備します。

【基本施策】

- ①歴史文化資産の特性、状況に応じた保存対策の充実
- ②歴史文化資産の保存管理のための周辺環境整備の推進
- ③歴史文化資産の継続的なモニタリングの実施

2－B 歴史文化を後世に【記録する】

把握調査等で得られた成果について、その情報を保存・活用に活かすとともに、後世へと確実に受け継いでいくため、歴史文化資産リストの台帳について、紙媒体での保管及びデジタル化したデータベースを構築することによる記録保存を推進します。あわせて、絵画や絵図、古文書などについて実物資料の保存を行うとともに、デジタル化による記録保存を推進し、活用に活かします。

また、市内に分散した様々な資産や情報を集約し、総合的に管理していくための手法や仕組みについて検討し、実現に取り組みます。

【基本施策】

- ①次代を見据えた歴史文化資産の記録保存の推進
- ②歴史文化資産の滅失・散逸の防止、集約化

2－C 歴史文化資産の【防災・防犯対策】

近年頻発する自然災害等への対策、また、防犯への備えとして、歴史文化資産の防災や防犯に対する市民等の意識の向上や、被害を最小限に食い止めるための平時からの防災・防犯

対策の充実に取り組みます。

また、災害等発生時の対策として、災害等の種類に応じた対策及び体制の整備、強化に取り組みます。

【基本施策】

- ①平時からの防災・防犯対策の充実
- ②災害等に応じた対策の構築、強化

（３）方針３（活用）

３－Ａ 歴史文化をまちづくりに【活かす】

歴史文化資産を地域の宝として、その価値や魅力を存分に発揮して、地域コミュニティの活性化や持続的なまちづくりなどの様々な場面へと活かす取組を進めます。

また、これまで一定の範囲や種類などに限られてきた歴史文化資産の観光等への活用について、市全体にわたる資産を包括的に捉え、資産相互の関係性に基づいた歴史文化の新たな魅力づくりとそれらを活かした観光振興等に取り組みます。

【基本施策】

- ①歴史文化資産を活かしたまちづくり、観光、地域振興等の推進
- ②歴史文化資産同士の関係性を活かした新たな魅力づくり、活用方策の検討

３－Ｂ 歴史文化の価値・魅力を【みがく】

活用のための施設の老朽化が進んでいる、あるいは案内や便益施設が不足しているなど、歴史文化資産の特性や実情等を踏まえ、その価値や魅力が発揮されるために必要な機能の導入、整備等を進めます。

また、先端技術を用いたデモンストレーションやサービスの導入、新たな制度の活用など、歴史文化＋αの新しい価値・魅力の創出に取り組みます。

【基本施策】

- ①歴史文化資産の魅力向上のための整備推進 等
- ②先端技術や新しいサービス・制度等を活かした魅力の創出

３－Ｃ 歴史文化の活用を【広げる】

近年高まるインバウンド需要をはじめ、本市を訪れる様々な観光客等に対して、歴史文化の価値・魅力を十分に伝え、また、利便性を向上していくための取組を進めます。

また、市内にとどまらない活用として、県下及び全国を対象としたプロモーション等の発信力を強化し、人を呼び込む仕掛けづくりに取り組みます。

【基本施策】

- ①インバウンド対策の推進
- ②市外、全国に向けた発信力の強化

(4) 方針4 (人材)

4-A 歴史文化の担い手を【つなぐ】

本市の歴史文化を支えていく人材について、地域振興やまちづくり等の様々な機会や場を捉えて担い手の確保、育成に取り組みます。

さらに、これまで保存・活用を担ってきた地域や団体等のコミュニティとしての活力を保ち、その活性化を促すため、地域及び各種団体間のネットワークづくりや活動への支援の充実に取り組みます。

【基本施策】

①歴史文化の担い手確保、ネットワークづくりの推進

4-B 歴史文化の担い手を【育てる】

子どもたちが歴史文化に触れる機会の減少を食い止め、本市の歴史文化に興味を持ち将来の担い手となる子どもたちを育てるため、学校教育並びに社会教育の様々な場を通じた担い手育成に取り組みます。

また、伝統行事や職人の知識・技術等の継承と育成のための支援の充実を図ります。

【基本施策】

①地域や小中学生等の歴史学習の機会の拡充

②伝統行事、技術等の保存継承の担い手への支援の充実

(5) 方針5 (体制)

5-A 保存・活用の体制を【整える】

保存・活用を下支えし、より強力に推進していくため、庁内の横断的な連携体制を整えるとともに、滋賀県との連携を深め、市内外の県立博物館・収蔵施設における保管や展示について協働で進めるなど、庁外関係機関等との連携を強化します。

また、保存・活用に関わる多様な主体、さらには本市の歴史文化への興味や愛着を持ち、その保存・活用を支える市外のファンなども巻き込みながら、歴史文化に関わる人材のすそ野の拡大に取り組みます。

【基本施策】

①庁内、外体制の強化、充実

②歴史文化に関わる人材のすそ野の拡大

5-B 保存・活用の活動を【支える】

歴史文化資産の持続的な保存・活用に向けて、拝観料や補助金だけに頼らない資金調達方法の開拓とともに、行政としてそれを支える財源確保のための仕組みづくりに取り組み、所有者、担い手等への支援体制の強化を図ります。

【基本施策】

①新たな財源確保のための仕組みづくり

②所有者、担い手等への支援体制の強化

保存と活用に関する将来像、基本方針及び目標等の関係

歴史文化資産の保存と活用に関する将来像

多様で豊かな歴史文化の共有と継承がはぐくむ
人・地域がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」

多様な歴史文化資産を共通の背景や文脈(ストーリー)を持つまとまりとして捉え、
相互の関係性を踏まえた一体的、総合的な取組を推進する。

<関連文化財群、文化財保存活用区域>

保存と活用の基本方針

方針1 調査研究・発信	方針2 保存管理	方針3 活用	方針4 人材	方針5 体制
地域住民等とともに地域の <u>歴史文化資産の調査研究</u> を進め、情報発信を通じて <u>価値や魅力を共有</u> する。	近江八幡市の歴史文化を体現する歴史文化資産の <u>保存と管理・環境整備</u> を <u>継続</u> して進める。	近江八幡市の多種多様な歴史文化資産を観光や地域活性化に活かし、 <u>まちづくりへと結実</u> させる。	地域及び学校教育、社会教育等との連携による近江八幡市の歴史文化の <u>担い手確保・育成</u> を <u>多角的</u> に進める。	近江八幡市の歴史文化の保存・活用を下支えする <u>組織、体制及び支援の仕組みづくり</u> を進める。

目標・基本施策

1-A 歴史文化の価値・魅力を【知る】 ① 歴史文化資産の計画的な把握調査の推進 ② 市民等との連携による歴史文化の掘り起こし	2-A 歴史文化を確実に【守る】 ① 歴史文化資産の特性、状況に応じた保存対策の充実 ② 歴史文化資産の保存管理のための周辺環境整備の推進 ③ 歴史文化資産の継続的なモニタリングの実施	3-A 歴史文化をまちづくり【活かす】 ① 歴史文化資産を活かしたまちづくり、観光、地域振興等の推進 ② 歴史文化資産同士の関係性を活かした新たな魅力づくり、活用方策の検討	4-A 歴史文化の担い手を【つなぐ】 ① 歴史文化の担い手確保、ネットワークづくりの推進	5-A 保存・活用の体制を【整える】 ① 庁内、外体制の強化、充実 ② 歴史文化に関わる人材のすそ野の拡大
1-B 歴史文化の価値・魅力を【伝える】 ① 歴史文化に関わる情報発信の強化・多様化 ② 市民等が歴史文化に接する機会や場の拡充	2-B 歴史文化を後世に【記録する】 ① 次代を見据えた歴史文化資産の記録保存の推進 ② 歴史文化資産の滅失・散逸の防止、集約化	3-B 歴史文化の価値・魅力を【みがく】 ① 歴史文化資産の魅力向上のための整備推進等 ② 先端技術や新しいサービス・制度等を活かした魅力の創出	4-B 歴史文化の担い手を【育てる】 ① 地域や小中学生等の歴史学習の機会の拡充 ② 伝統行事、技術等の保存継承の担い手への支援の充実	5-B 保存・活用の活動を【支える】 ① 新たな財源確保のための仕組みづくり ② 所有者、担い手等への支援体制の強化
	2-C 歴史文化資産の【防災・防犯対策】 ① 平時からの防災・防犯対策の充実 ② 災害等に応じた対策の構築、強化	3-C 歴史文化の活用の場を【広げる】 ① インバウンド対策の推進 ② 市外、全国に向けた発信力の強化		